

神戸市指定景観資源の指定について【旧池本家住宅】

神戸市都市景観条例（令和 3 年 12 月 23 日条例第 25 号）第 31 条第 1 項の規定により、次に掲げる建築物を神戸市指定景観資源として指定する。

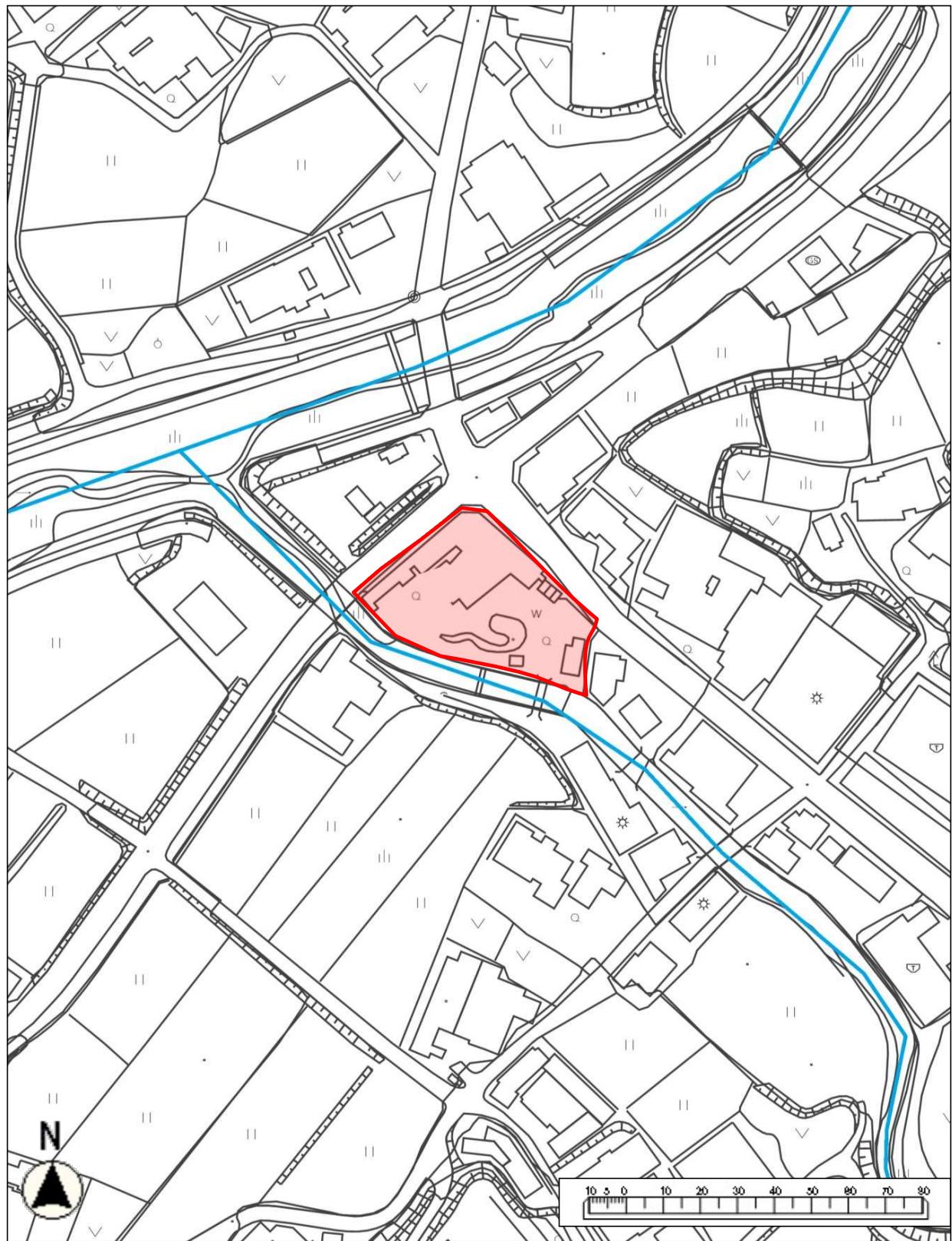
1. 建築物の概要

名称	旧池本家住宅			
所在地	神戸市西区櫨谷町福谷 661-1			
主要用途	農家レストラン、民泊、住宅			
建築年代 建築面積 延床面積		建築年代	建築面積 (m ²)	
・主屋	大正期 (増改築：昭和 47～49 年)	202.11	260.43	
・居宅(6 帖)				
・蔵 (1)	昭和 4 年	51.68	105.19	
・蔵 (2)	大正期～昭和期 (改修：昭和 30～40 年以降)			
・物置 (1) (2)		71.45	103.5	
・居宅(旧炊事場、8 帖)				
・車庫	大正期	38.81	59.06	
・物置(3)	昭和期 (修繕：昭和 23～24 年)	12.54	12.54	
・居宅(浴室、便所)		13.64	13.64	
・通路	不詳	29.64	29.64	
・納屋	不詳			
・四阿	昭和 47～49 年	17.13	17.13	
・門、堀	大正期～昭和期 (控柱改修：不詳)	—	—	
合計	—	437.00	601.14	
構造 屋根 外壁		構造	屋根	外壁
・主屋	木造・つし 2 階建、平屋建	瓦葺・切妻形式 入母屋形式 一部銅板葺	鼠漆喰塗 白漆喰塗 腰板焼杉板張 洗出し	
・居宅(6 帖)				
・蔵	土蔵造・つし 2 階建	瓦葺 切妻形式	白漆喰塗 腰板焼杉板張 御影石	
・物置	木造・つし 2 階建、平屋建	瓦葺 切妻形式 一部鉄板葺	鼠漆喰塗 白漆喰塗 腰板焼杉板張 洗い出し目地切 御影石	
・居宅(旧炊事場、8 帖)				
・四阿	木造・平屋建	銅板葺 寄棟形式	腰板杉板張 内側網代板 基礎束石	
・門、堀	木造・平屋建	瓦葺 切妻形式	鼠漆喰塗 白漆喰塗 腰板焼杉板張 洗い出し目地切	

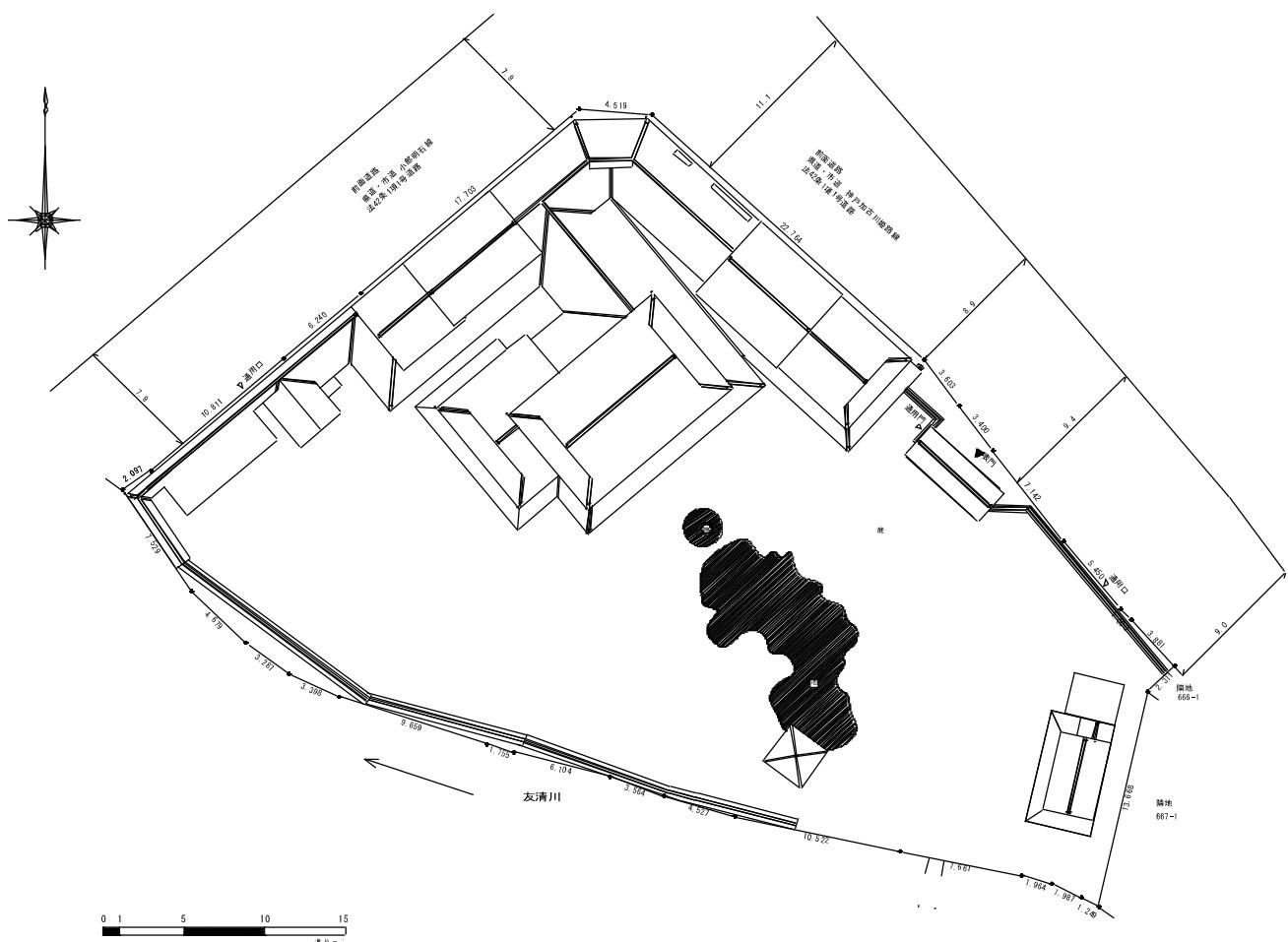
2.指定理由

神戸市都市景観審議会答申「歴史的建築物の保全活用方針について」(平成30年1月)で示された評価方法に基づき評価を行った結果、「景観資源としての価値が高く、神戸市指定景観資源の指定などにより、保全活用を図るべきもの」と認められる。

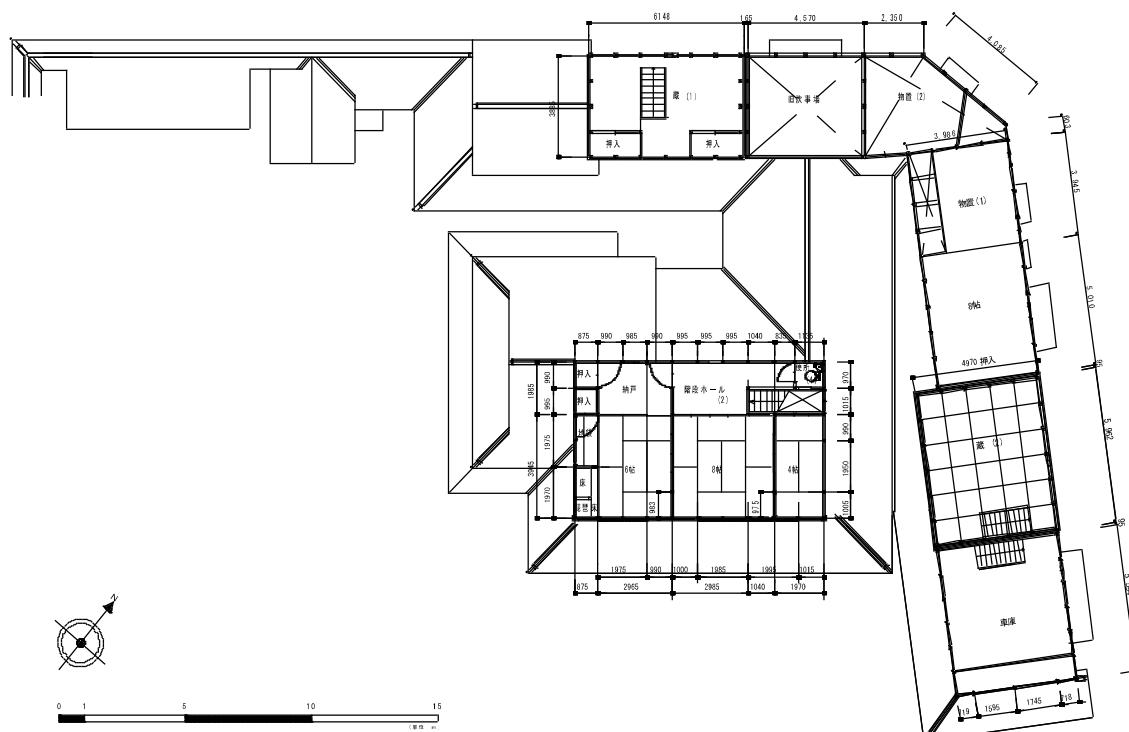
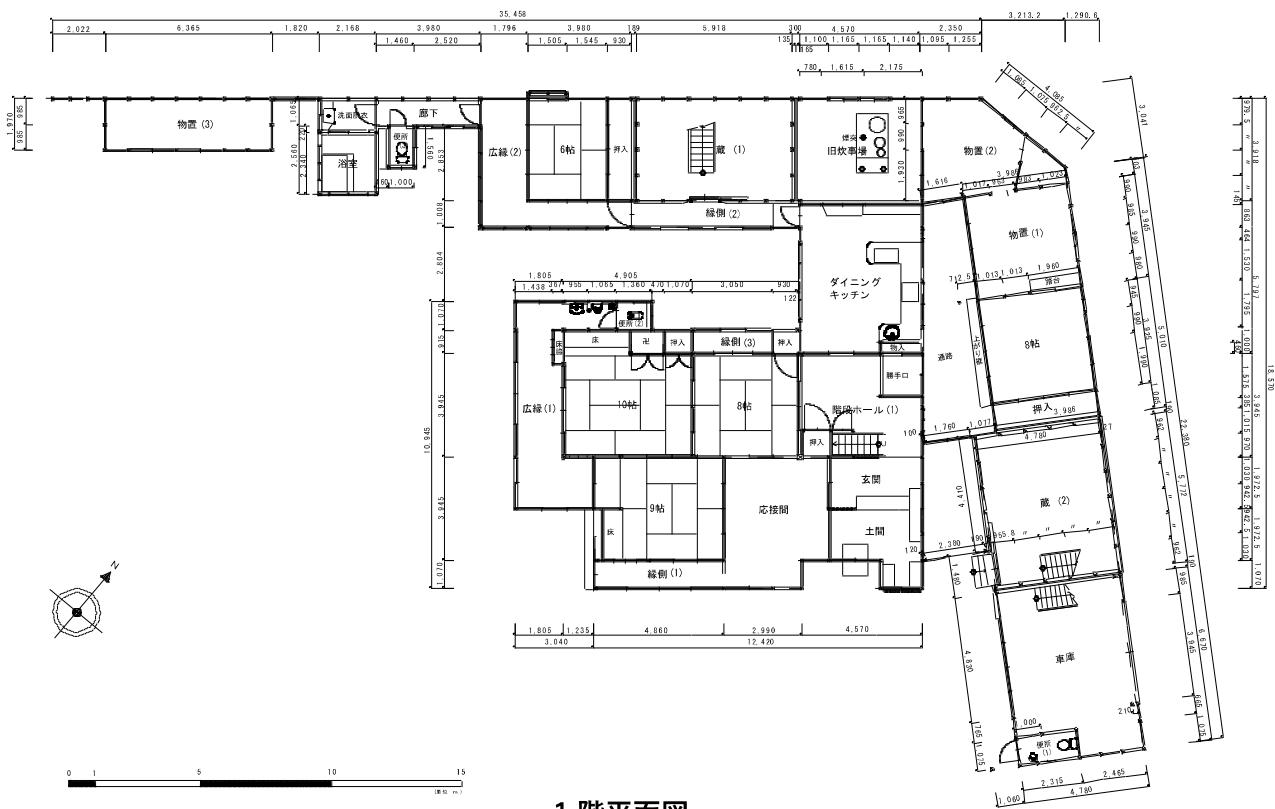
■位置図



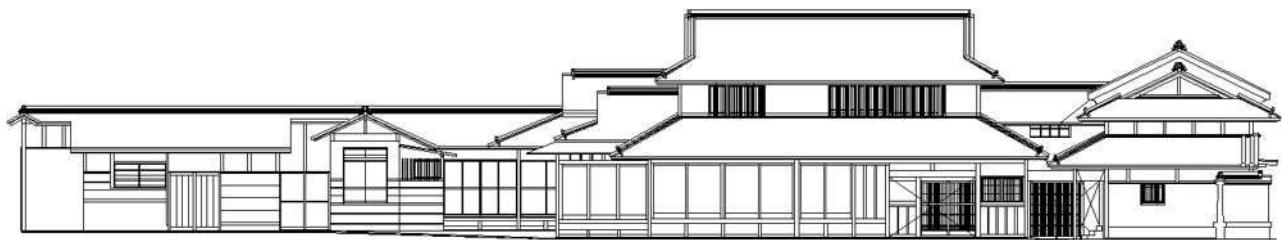
■配置図



■平面図



■ 立面図

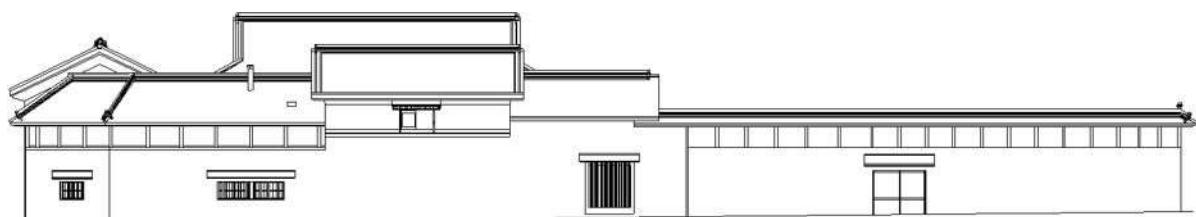


南立面図

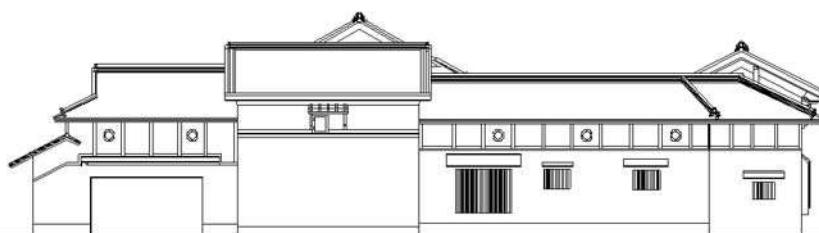


西立面図

0 1 5 10 15
(単位 m)



北立面図



東立面図

0 1 5 10 15
(単位 m)

3.管理計画（案）

■保全管理方針

- ・小部明石線(櫨谷街道)と神戸加古川姫路線の道路から見える長い塀と建物の姿が特徴的で、地域の特徴的な景観資源となっている。また、3段の高さの変化がある長い塀を背景にした友清川の護岸の樹木とともに季節を感じる風景が良好な景観を形成している。
- ・主屋から南に見る奥行きのある主庭の眺望が魅力となっている。
- ・建物と庭が共に時代背景を反映する景観を構成している要素であると考えられるため、塀や門、庭を含めて保全管理計画に基づき保全を行う。

■部位別保全管理計画

主屋 6帖	屋根	・瓦葺及び銅板葺屋根を保全する。
	外壁	・漆喰壁及び腰板張の保全に努める。
	開口部	・木製建具の保全に努める。
蔵(1)	屋根	・瓦葺屋根を保全する。
	外壁	・漆喰壁及び腰板張の保全に努める。錦絵の保全に努める。
	開口部	・木製建具及び銅板張建具の保全に努める。
蔵(2) 物置(1)(2) 8帖 旧炊事場	屋根	・瓦葺屋根を保全する。
	外壁	・漆喰壁及び腰板張の保全に努める。漆喰塗の保全に努める。
	開口部	・木製建具及び銅板張建具の保全に努める。
車庫	屋根	・瓦葺屋根を保全する。
	外壁	・漆喰壁及び腰板張の保全に努める。
	開口部	・虫籠窓と漆喰塗の保全に努める。
物置(3) 浴室 便所	屋根	・瓦葺屋根の保全に努める。
	外壁	・漆喰壁及び腰板張の保全に努める。
外構	塀	・瓦葺屋根を保全する。漆喰壁及び腰板張、下地窓、内部仕上の保全に努める。
	門	・瓦葺屋根を保全する。木製建具の保全に努める。
	庭	・四阿、樹木、石組みの保全に努める。

■ 旧池本家住宅の景観特性

(1) 集落景観の特徴

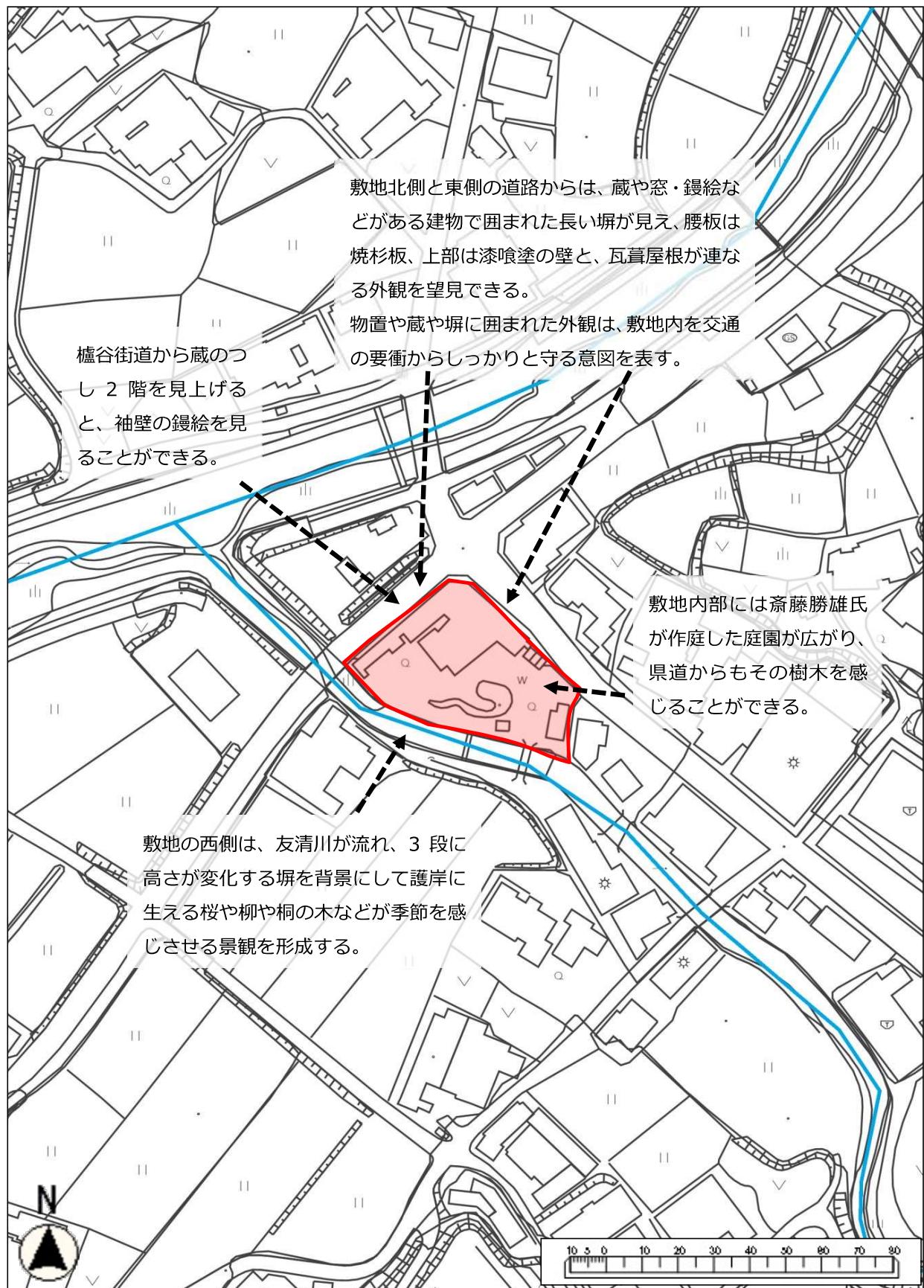
- ・明石川の上流櫨谷川に沿って東西に帯状に伸びる農村地帯で、9つの集落の内の一つ（上流から三つ目）の福谷にある。
- ・神戸市が昭和45年ニュータウン開発に着手して、北側は西神住宅団地、南側は西神南住宅団地になる。
- ・西神住宅団地に向かう自動車道を外れ県道小部明石線(櫨谷街道)をゆくと、のどかな田園風景になる。
- ・敷地は小部明石線(櫨谷街道)と神戸加古川姫路線の交差点に接し、裏手は友清川に面している。道路から蔵や窓・錆絵などがある建物で囲まれた長い塀が見えて、川沿いの塀と護岸の樹木は季節を感じさせる景観を形成している。
- ・福谷の集落は古くは「中村」と呼ばれ、交通の要衝であった。物置や蔵や塀に囲まれた外観は、敷地内を交通の要衝からしっかりと守る意図を表している。



(2) 敷地周辺の景観特性



(3) 旧池本家住宅の景観特性



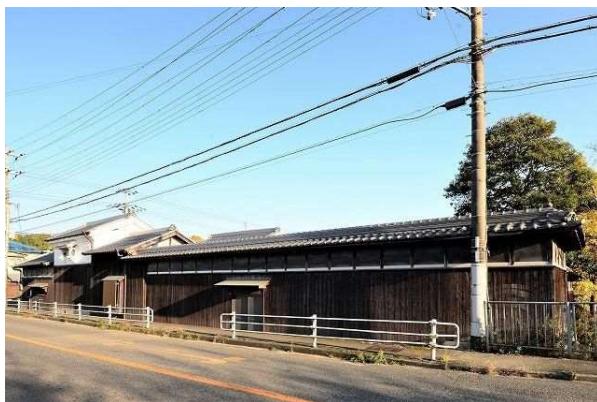
■旧池本家住宅の現況



南北に走る神戸加古川姫路線と東西に走る櫨谷街道の交差点（福谷交差点）の北側から見た外観全景。
交通の要衝に建つ同住宅。
建物外観と出隅がよく見える。



旧池本家住宅東側外観。手前は神戸姫路加古川線
(県道 65 号線)。



北側外観。蔵や物置等の建物と長い塀が連なり、時代を感じさせる。



友清川沿いの塀、桜・桐・柳等の樹木、護岸(間知石積やコンクリート造)。



敷地北側・櫨谷街道からの蔵、つし 2 階を見上げる。
窓庇に付いている袖壁の錦絵。右側は釣り竿を持つ漁師と鯛、左側は打出の小槌を持つ蛭子と米俵。





川沿いの塀の外観。塀の屋根瓦には、池本の刻印がある。



塀(中)の敷地内部の様子。友清川の護岸には、3段に分かれた塀が設置されている。



木造・つし 2階建の主屋。大正期の建築後、昭和47~49年頃増改築し、畠を作庭する。建物の施工者は不詳。



主屋西面、増改築して屋根銅板葺き一文字瓦葺き。庭の蹲、南側入隅の待合。茶室建築の構えを意識している。



主庭南側四阿。池は石組みとコンクリートを使用。



水路と塀。

4.その他参考

■建築物の特徴・歴史等

(主屋、居宅(6帖))

- ・9帖天井は屋久杉板張。縁側(1)に向く柱面が風食の痕跡があるため、濡れ縁だった可能性がある。
- 昭和49年池本氏の為と墨書きされた襖絵がある。柱は地ツガ。
- ・応接間は元6帖の和室と濡れ縁と土間の一部を洋間に改裝している。
- ・玄関は元土間の半分に床を張りホールにした。
- ・10帖は元8帖を増築、壁をふかす。元は階段があった。広縁(1)小屋裏は鉄骨の梁を入れている。便所は新設。
- ・8帖と広縁(3)は当初の姿を残した部屋。
- ・階段ホールは元4帖と土間に床を張り階段を新しく設けた。
- ・ダイニングキッチンは元土間に床を張り部屋にした。
- ・つし2階は階段の位置を変更している所から、当初からあったと推測される。
- ・6帖は体裁を整えた時期に増築された部屋と推測される。広縁(2)は昭和47~48年に増築された。天井は屋久杉板張。竿縁は桜皮付細丸太。

(蔵(1)(2))

- ・蔵(1)棟札あり。施主池本幾次、昭和4年3月1日、大工棟梁藤井伊三郎の墨書き。内壁漆喰上塗りの上落としみ板。梁、小屋組、落としみ板、床板は松。物入襖上貼、布貼。出入口敷台は花崗岩小叩き仕上げ(上質な仕事)。出入口扉は漆喰塗り扉(そろばんレール)と上半分網の入った木製扉の2枚。縁側(2)から見て海鼠壁や茶色漆喰塗り物などで飾っている。
- ・蔵(2)の窓枠に昭和14年11月16日の新聞貼付けされている。
- ・縁側(2)のガラス戸は開口幅が合っていない為他所からの転用である。マイナスビスが使われている所から、昭和40年以前に作られている。ガラス面は均一ではなく波打っており、昭和期ではない。

(物置(1)、(2)、居宅(旧炊事場、8帖))

- ・物置(1)は8帖及び物置(2)との間に開口は無く、三方腰壁が回っていた。通路に面した建具にラワン材が使われていることから、昭和30~40年代以降に物置(2)、8帖に通じる開口を設ける改修がされた。土壁モルタル塗。
- ・旧炊事場がダイニングキッチンと接する位置の柱・梁は、添え柱胴差が設置されている。胴差は西側が煤けているので、竈は西側から中央に移している。竈は西本式焚口の商標があるが、年代を特定できず。道路側の垂木は角垂木、室内側は半割垂木で、人目につく場所に合わせて加工。

(車庫)

- ・登り梁は手斧跡が見られる。梁は鉋仕上げ。京呂組。野地板がベニヤ合板の為、屋根の架け替えをしていて南側に竹野地が残っている。半割垂木は古く、角垂木は新しい見方もできる。
- ・登り梁を南側に少しずつずらした痕跡(各所に芯墨2か所)があることから、蔵(2)を建てる時にずらしたと推測される。

(物置(3)、居宅(浴室、便所))

- ・蔵(1)が昭和4年に建築されているので、腕木が同じ材である為塀は同年代と考えられる。塀の内側の物置(3)や浴室や便所は、後の年代で建築された。

(塀)

- ・控えの石の内3つは竜山石。一番南のものはボルトの形状や鋳具合などから3つの中で最も古いと思われる。
- ・瓦は大正時代のものが含まれる(相生市の札座と同形状の桟瓦、向かいの池本醤油主屋も同形状)。桟瓦の波形状の勾配がきつく、雨水を中央側(つなぎ目側ではなく)に集めて流すため、逆流や継ぎ目から中への浸水を防ぐ。
- ・柱はツガの柾目。
- ・塀の内側：基礎洗い出し、土台(高=土台→中=モルタル→低=洗い出し)、壁大津壁櫛引、下地窓格子は栗材断面六角、貫は栗材、共になぐり仕上げ。
- ・塀の外側：基礎目地入り洗い出し、土台、腰焼杉板張、枠、白漆喰、鼠漆喰。
- ・護岸には柳、桐、桜が植えられている。

用語解説

つし2階 (厨子二階)	2階の天井が低い町屋の様式。江戸時代から明治時代にかけて建てられた町屋によく見られる。現在の建築用語では「中二階(ちゅうにかい)」に相当する。物置や使用人の住まいに利用されていた。
錆絵(こてえ)	漆喰による浮彫の総称。江戸中期以後、土蔵造りの店や蔵が流行すると共に、主として外壁に行われる。左官職人が錆(こて)で漆喰を盛り上げて施工する。錆絵の題材は縁起のよい動物や植物、福の神の姿が多く、白・黒一色のほか、さまざまに着色した作品がある。

神戸市指定景観資源の指定について【橋乃家本館】

神戸市都市景観条例（令和 3 年 12 月条例第 25 号）第 31 条第 1 項の規定により、次に掲げる建築物を神戸市指定景観資源として指定する。

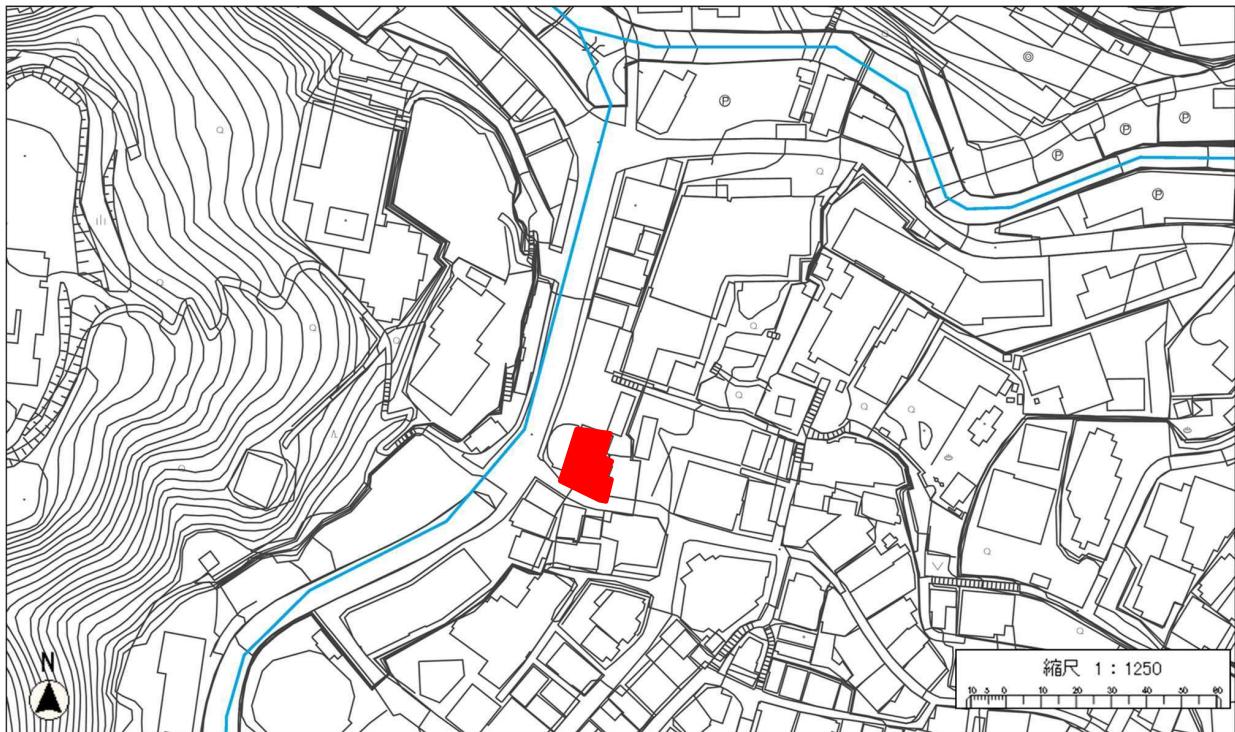
1. 建築物の概要

名称	橋乃家本館	
所在地	(住居表示) 神戸市北区有馬町 792 番地 (地番) 神戸市北区有馬町 792-1,792-2	
主要用途	旅館	
建築年代	明治末期（大正期改修）	
建築面積	162 m ²	162 m ²
延床面積	475 m ²	1 階 : 162 m ² 2 階 : 155 m ² 3 階 : 158 m ²
構造	木造・3 階建 桁行 : 15.815m 梁間 : 13.29m	
屋根	トタン葺・入母屋形式	
外壁	焼杉板貼および腰上黒漆喰塗	

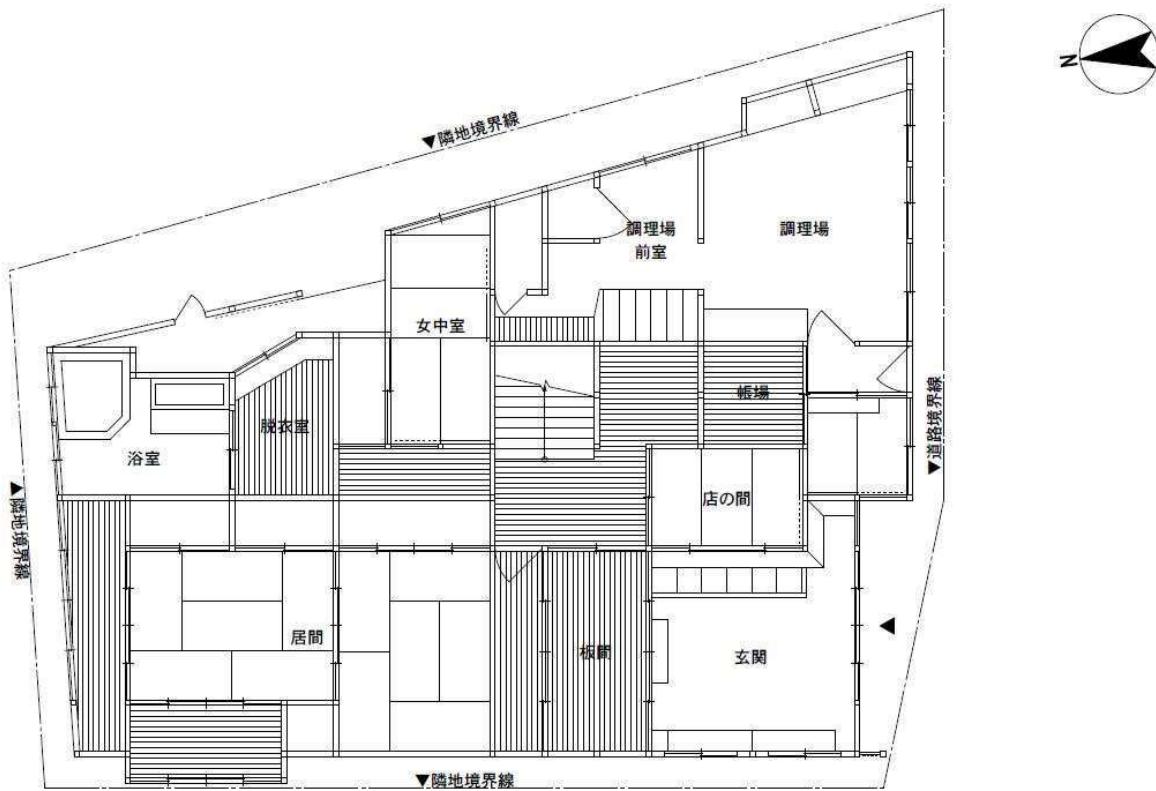
2. 指定理由

神戸市都市景観審議会答申「歴史的建築物の保全活用方針について」（平成 30 年 1 月）で示された評価方法に基づき評価を行った結果、「景観資源としての価値が高く、神戸市指定景観資源（旧：景観形成重要建築物等）の指定などにより、保全活用を図るべきもの」と認められる。

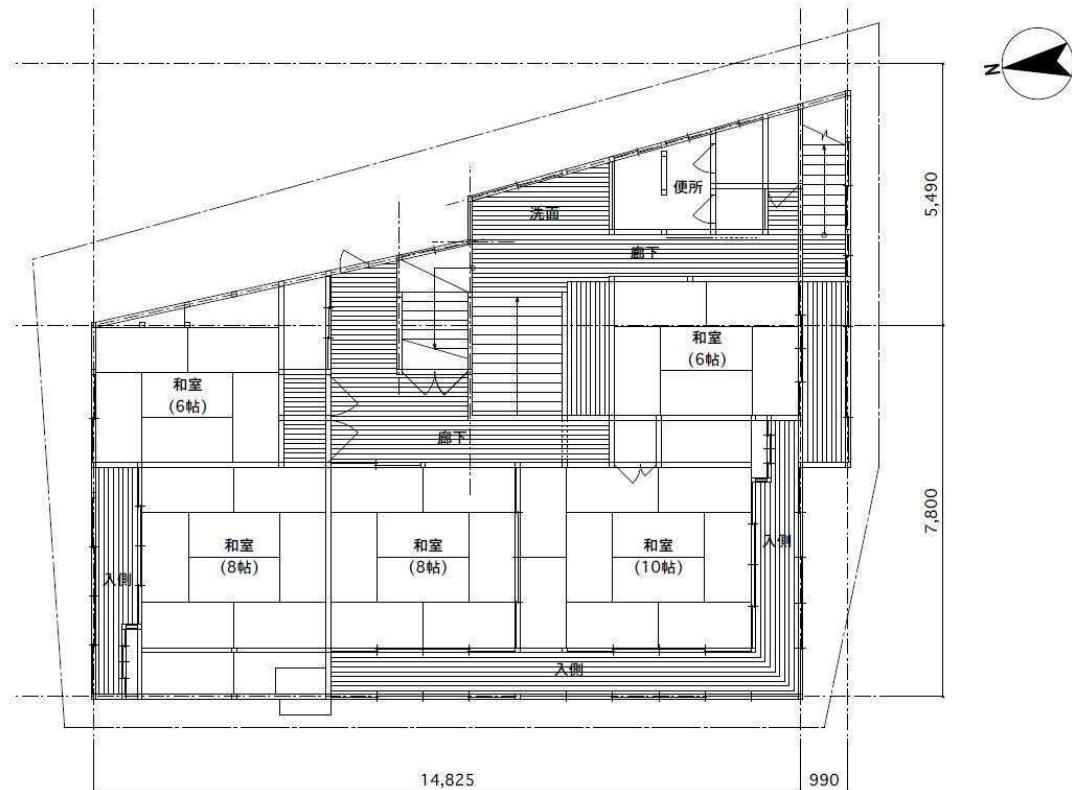
■位置図



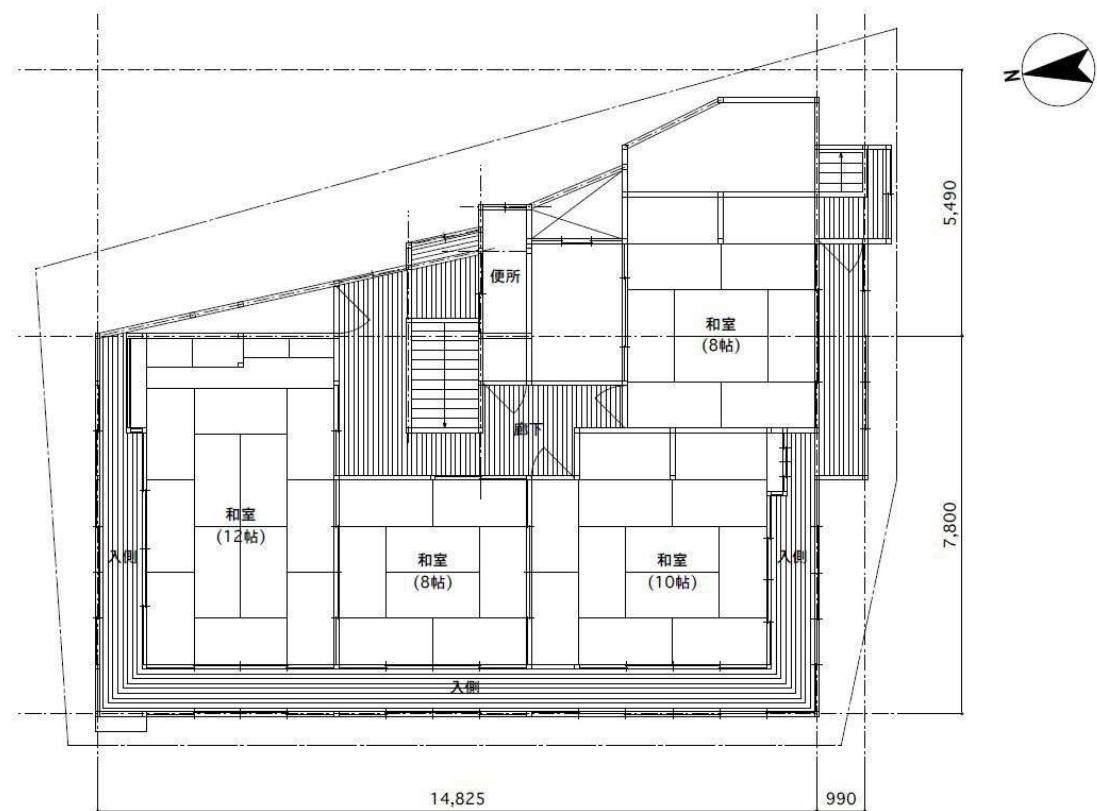
■配置図兼1階平面図



■ 2階平面図



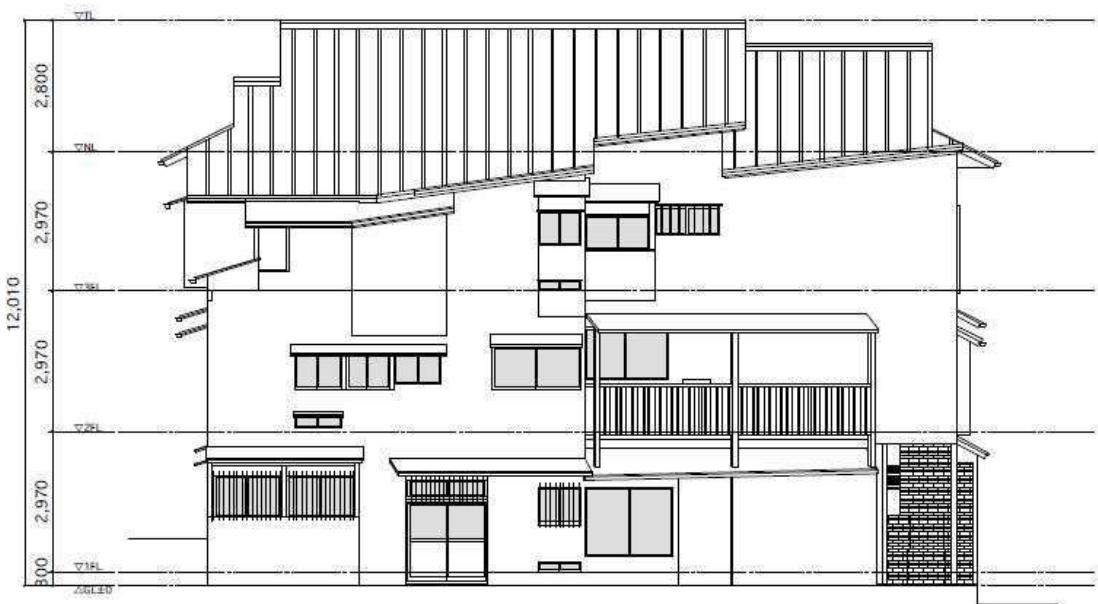
■ 3階平面図



■ 立面図



南立面図



東立面図



北立面図

3. 管理計画（案）

■保全管理方針

- ・有馬温泉街への玄関口である湯本坂の起点に位置し、周辺道路からの視認性が高い建物で周辺には、木造3階建の元旅館が複数棟現存し、質の高い景観を構成している。
- ・建物は、入母屋トタン葺で、全体として簡素ながらも当時の意匠がよく保たれており、地域の特徴的な景観資源となっている。
- ・有馬地区のランドマークとして立地していることから、東面トタン張の外壁は焼杉板張りにするなどの修景を行うことで、歴史的な木造3階建が立ち並ぶ当地域の景観資源を保全していく。

■部位別保全管理計画

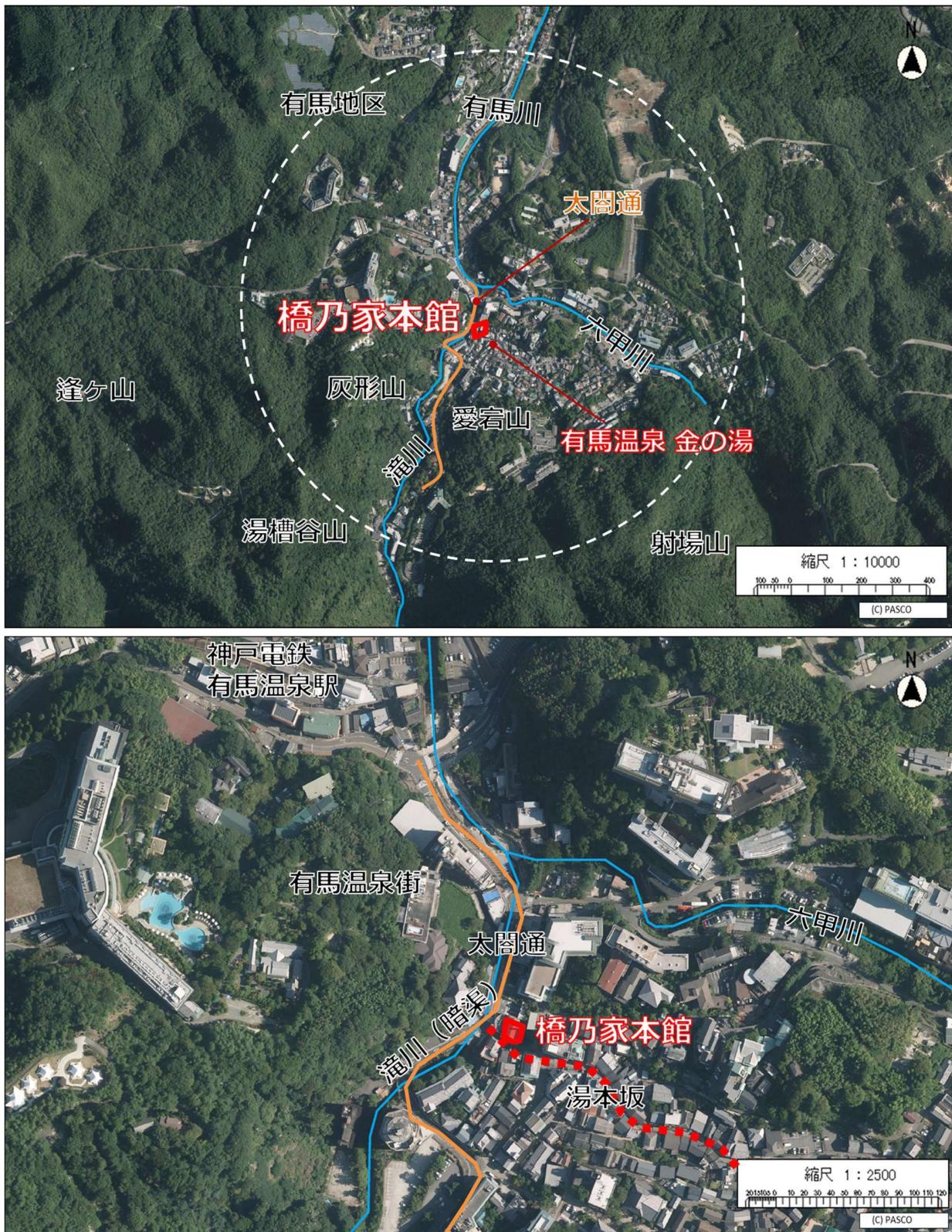
	屋 根	<ul style="list-style-type: none">・トタン葺の屋根を景観に配慮した屋根材で改修、保全するよう努める。
	外 壁	<ul style="list-style-type: none">・湯本坂、太閤通から見える部分を対象に、焼杉板貼の壁を保全する。その他の部分についてはその保全に努める。・東面トタン張の外壁を焼杉板張りで修景し、保全につとめる。
	建 具	<ul style="list-style-type: none">・湯本坂、太閤通から見える部分を対象に、外部木製建具を保全する。・内部の建具（障子や木製扉）の意匠の保全に努める。・客室の壁や襖など、湯治宿から旅館への変遷の過程を示す部分を保全する。

■橋乃家本館の景観特性

（1）景観の特徴

- ・北区にある有馬温泉は、神戸や大阪から電車やバスで1時間足らずで行ける温泉地であり、その立地の良さから、関西の奥座敷として古くから沢山の人々に愛されてきた。四季折々の特徴ある自然景観が楽しめるのと同時に、有馬温泉は日本三大名湯に数えられるほどの温泉街でもあり、古くからの温泉地としての景観も魅力のひとつとなっている。また、木造3階建の旅館がひしめいていた名残などがその歴史を物語っている。
- ・有馬地区のほぼ中央部に滝川と六甲川が合流し、有馬川になる場所がある。川の上には、ねね橋や太閤橋が架かっており、二つの川に挟まれた谷筋にまちが形成された結果、その地形的特徴として、「坂と階段」、「狭隘な道筋」があげられる。有馬温泉街は、この地形的特徴を活かしたまちなみと建築がその特徴となっており、景観はそれに逆らわず、形成されている。

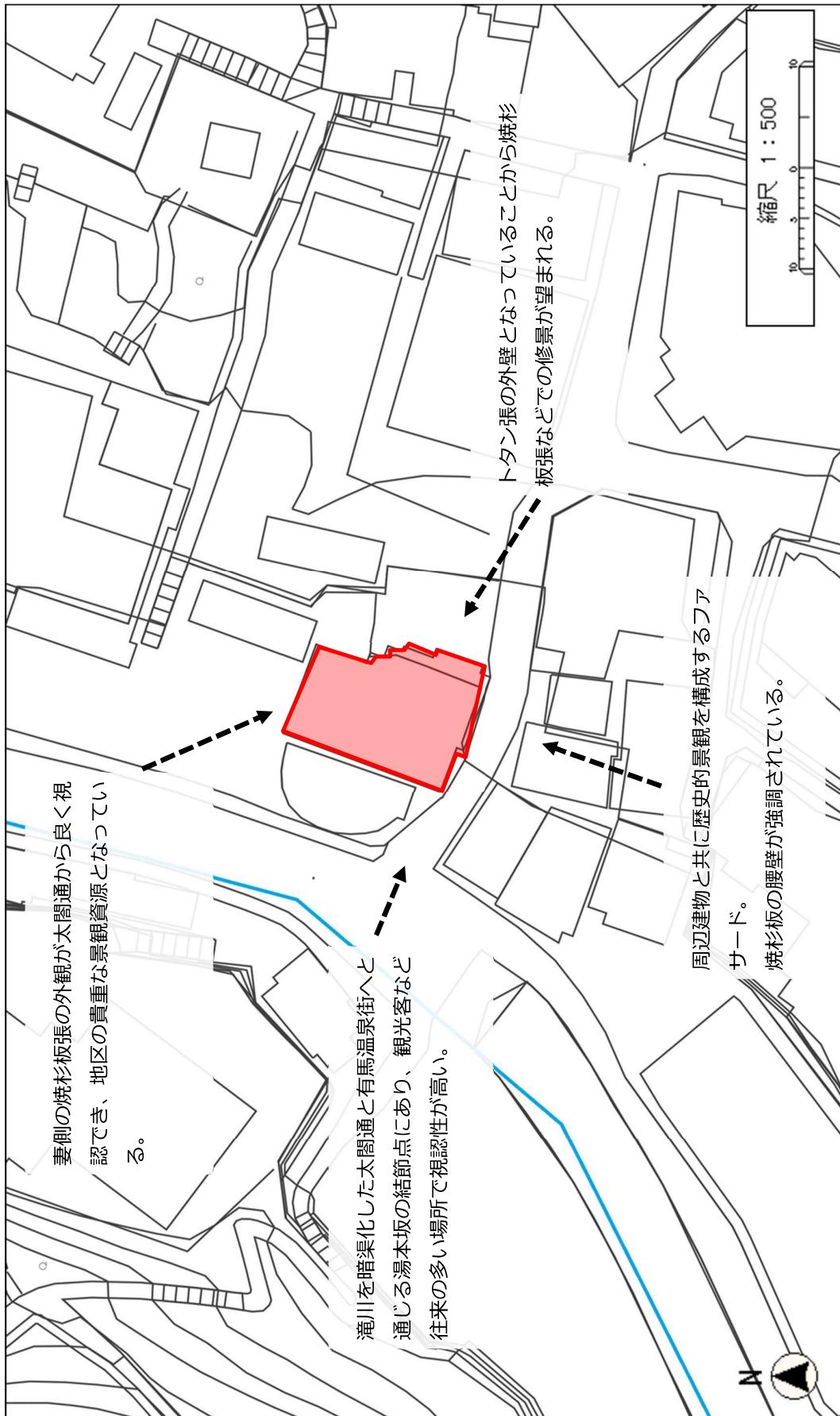
- ・橋乃家本館は有馬温泉街のほぼ中央部で、暗渠化された滝川に近接しており、湯本坂の起点にある。
- また、坂の沿道には、木造3階建が立ち並んだ景観が維持され歴史的空间を構成している。



(2) 敷地周辺の景観特性



(3) 橋乃家本館の景観特性



■ 橋乃家本館の現況



暗渠化された元滝川の太閤通を手前に橋乃家本館を望む。



太閤通沿いのバス停留所から垣間みえる寄棟屋根と外観の焼杉板が印象的な北面。



湯本坂の起点からみる。手前の建物はかつての高級風呂（明治43～大正15）であった場所。



かつては、高欄が外部から望めていた様だが、現在はガラス戸で覆われている。間口の大きな構えの旅館である。



西壁部分。現在は、隣接のビルで視認性は悪いが、元の特徴である高欄や玄関の開口窓の納まりなどが見て取れる。



本館北外観。焼杉腰板などの傷みがはげしい。



金の湯付近から見る東側外壁。焼杉板張などでの修景が望まれる。



玄関口部分。黒御影の土間と庭石の飾り石が往時を偲ばせている。



玄関室。天然墨を入れた三和土の土間と格天井、色漆喰壁など、来客に向けた豪華な設え。



1階浴室。別館嵐翠の客が入浴している。



旅館特有のゆったりとした幅の広い階段。勾配も民家に比して緩やかである。



階段2階部分。広々とした空間となっている。3階への階段は、写真右奥に見えている。



2階南客室の付書院。欄間部分の組子が、繊細な意匠をしている。



2階南客室の床の間廻り。



同2階南客室の紙障子から縁側と高欄。



同2階南客室 独立した個室ではなく、襖で続き部屋ができるよう開放的になっている。



3階中客室西面。宴会場としても利用されていた。襖の市松模様には遊び心が感じられる。



3階北客室の床の間と書院。

4. その他参考

■建築物の特徴など

(来歴)

- ・1899年（明治32年）7月5日から約1年にも渡り有馬温泉を中心とした六甲山周辺で発生した群発地震（『六甲山鳴動』または『有馬鳴動』と言われている。）が発端となって、11月中旬には、従来の湧出量が倍増した。それを利用し、高級家族風呂の機能（従来の一等室）を本温泉とは別に独立分離させ、「高等温泉」として現在の阪急バス駅の場所に建設。これらの背景がきっかけとなり、橋乃家本館は、営業許可（大正元年）を取得し、旅館業を始めた。
- ・大正元年12月23日に、兵庫県有馬郡有馬町792番地、余田久太郎宛に、旅人宿営業許可（*1）が三田警察署から出ている。また、大正11年9月25日には、改築許可（*2）が有馬警察署から出ている。近日、3階小屋裏から出て来た棟札には、大正11年11月7日大工 風早御酒造とあった。このことから、大正元年には、平屋又は二階が建てられており、大正11年に三階建となったと推察される。
- ・昭和3年、滝川が暗渠化された。この時、太古橋はなくなり、橋乃家本館は、湯本坂の入口という位置になる。
- ・昭和18年1月10日、潮原町旧御所坊本館から出火。橋乃家本館を含む湯本坂一帯の木造3階の商家は、その火災から逃れたため、現在の湯本坂にも、かつての町並みの風情が残っている。
- ・旅館としての営業は1970年代半ばから行っていないが、橋乃家別館嵐翠の案内所として利用され、現在は嵐翠の宿泊客が、入浴できる場として活用されている。
- ・令和5年8月7日、国指定登録文化財に登録された。

(建築物の特徴)

- ・当建築物は、木造和風の3階建、入母屋造妻入で入り口を温泉街中心部へ上の湯本坂に面して設け、敷地の形状に合わせた桁行14.825m、梁行南面13.290m、北面7.800mの台形の不整形な平面形態をしている3階建の和風建築である。
- ・来客を迎える玄関は、2間角の広さの土間（京を彷彿とさせるモルタルに天然墨をいれた黒土間）を入ると正面に板間がある。壁はベンガラ漆喰。天井は格式の高い部屋に用いる格天井となっている。しかし、格縁や格間には、絵画や装飾文様はない。右手脇に帳場と3畳敷の店の間をとる。
- ・1階は浴室、居間、女中室、調理場などにあて、2階への階段は、旅館の証しのような1間幅の広い階段がある。2・3階は、階段を囲んで南、西、北面に客室を並べ、2階に5室、3階に4室を配する。
- ・この内、3階の12畳の客間は、琵琶床、付書院、天袋と袋棚からなる床脇を備えた床の間を構え、最も高い格式を持つ宴会場として使用されていたとの所有者の談である。
- ・2・3階では、南・西・北面に半間幅の縁と高欄を廻し、その外側に上下2段に分けたガラス戸をはめる。大正期の写真と比較すると高欄の意匠が異なっている。ガラス戸もその意匠が異なり、2段でなく1枚の格子ガラス戸のように見える。また、屋根も桟瓦からトタン葺に変更している。
- ・内部では、2階南側の6畳の客室の階段側の戸口を壁で塞ぐ改造をしている。客室間は、襖と壁を併用している。
- ・外壁は、東面は土壁の上にトタンで覆っている。他の面はそのほとんどがガラス戸であるが、わずか、焼き杉板張と漆喰壁仕上げが隙間みえる。

■用語解説

湯本坂	有馬の湯の起源ともいわれる「一の湯」(現在の「金の湯」)へ通じる温泉街の主要道路。沿道には土産物屋や飲食店などが立ち並び、観光客等の往来が一番多い道路である。
有馬温泉における木造 3 階建旅館	有馬は周辺が山に囲まれた川の谷筋に栄えており、その地形特性から平坦部が少なくなっている。そのため、湯治宿として栄えた江戸時代には、敷地内の勾配や段差を活かした木造 3 階建が立ち並んでいた。 昭和 18 年の火災によりその多くは焼失したが、現在でも残る木造 3 階建の建物が当時の名残となっている。

神戸市指定景観資源の指定について【烏原貯水池】

神戸市都市景観条例（令和 3 年 12 月 23 日条例第 25 号）第 31 条第 1 項の規定により、次に掲げる建築物等を含む一帯を神戸市指定景観資源として指定する。

1. 烏原貯水池の概要

■ 立ヶ畠堰堤の概要

名称	烏原水源立ヶ畠堰堤	
所在地	神戸市兵庫区烏原町、千鳥町	
主要用途	貯水池堰堤	
築造年代	創設工事：明治 34 年（1901）6 月～明治 38 年（1905）5 月 拡張工事：大正 2 年（1913）8 月～大正 4 年（1915）3 月	
規模	総高	33.33m (110 尺)
	堤長	122.42m (404 尺)
	堤頂幅	3.63m (12 尺)
	満水面積	115.396 m ²
	集水面積	19.76 km ²
	最大水深	29.39m (97 尺)
	有効水深	23.33m (77 尺)
	総貯水（容積）	1,350,385 m ³
	有効貯水量（容積）	1,315,139 m ³
構造・仕上	堰堤 : アーチ型重力式粗石モルタル造 堤壁 : 間知石布積 堤頂 : 豆砂利洗い出し 取水塔覆屋 : 陸屋根形式 塗膜防水	
備考	国登録有形文化財 平成 10 年（1998）12 月 11 日 平成 20 年度近代化産業遺産（立ヶ畠堰堤ほか烏原貯水池水道関連施設群）	

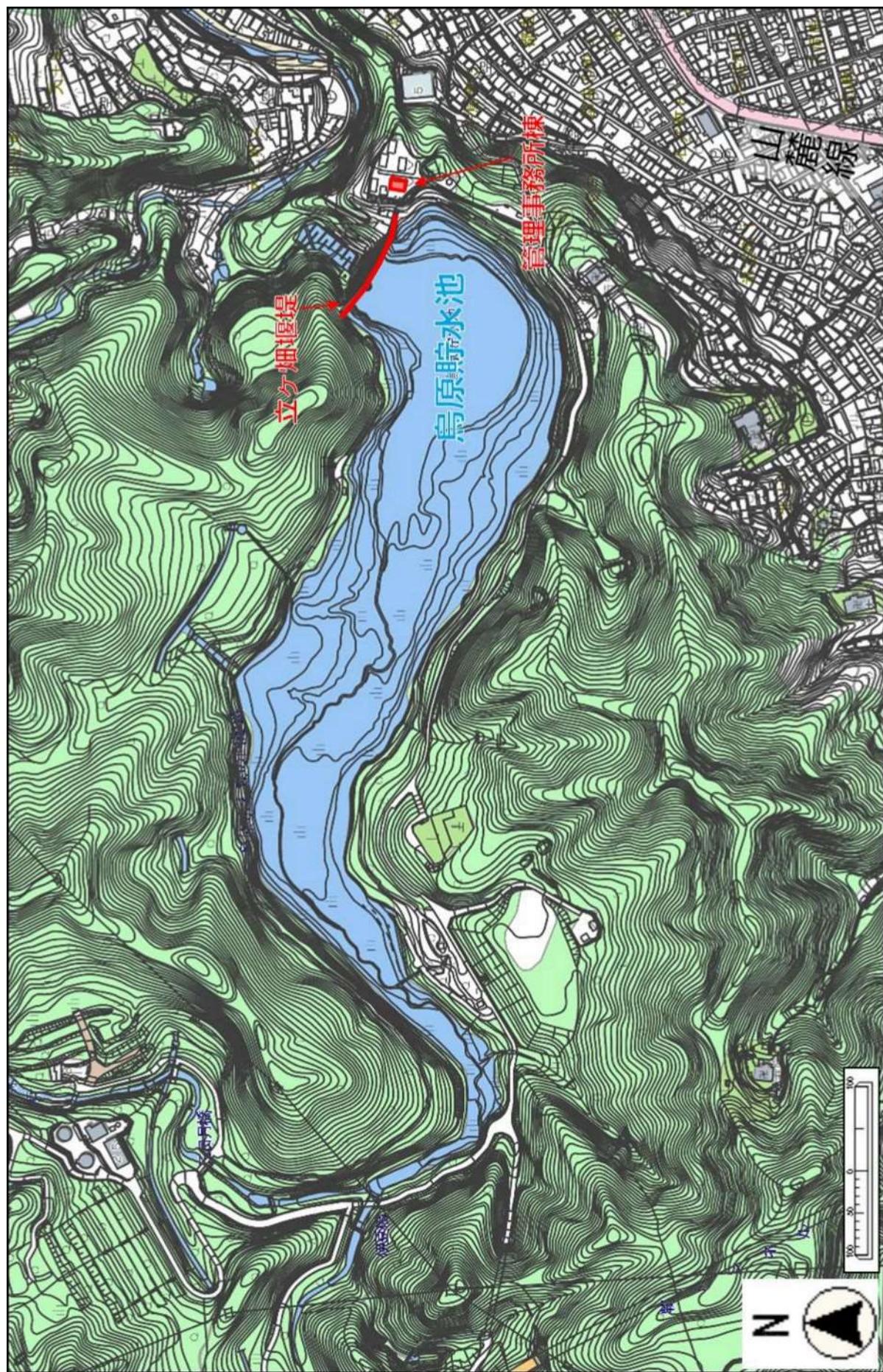
■管理事務所棟の概要

名称	鳥原水源管理事務所
所在地	神戸市兵庫区千鳥町 3 丁目 17、20
主要用途	事務所
建築年代	大正 5 年 (1916) (浴室増築 : 不詳)
建築面積	82.69 m ²
延床面積	73.27 m ²
構造	煉瓦造 一部木造、平家建
屋根	寄棟形式 瓦葺 一部金属板葺
外壁	モルタル塗 一部タイル張り、板張り

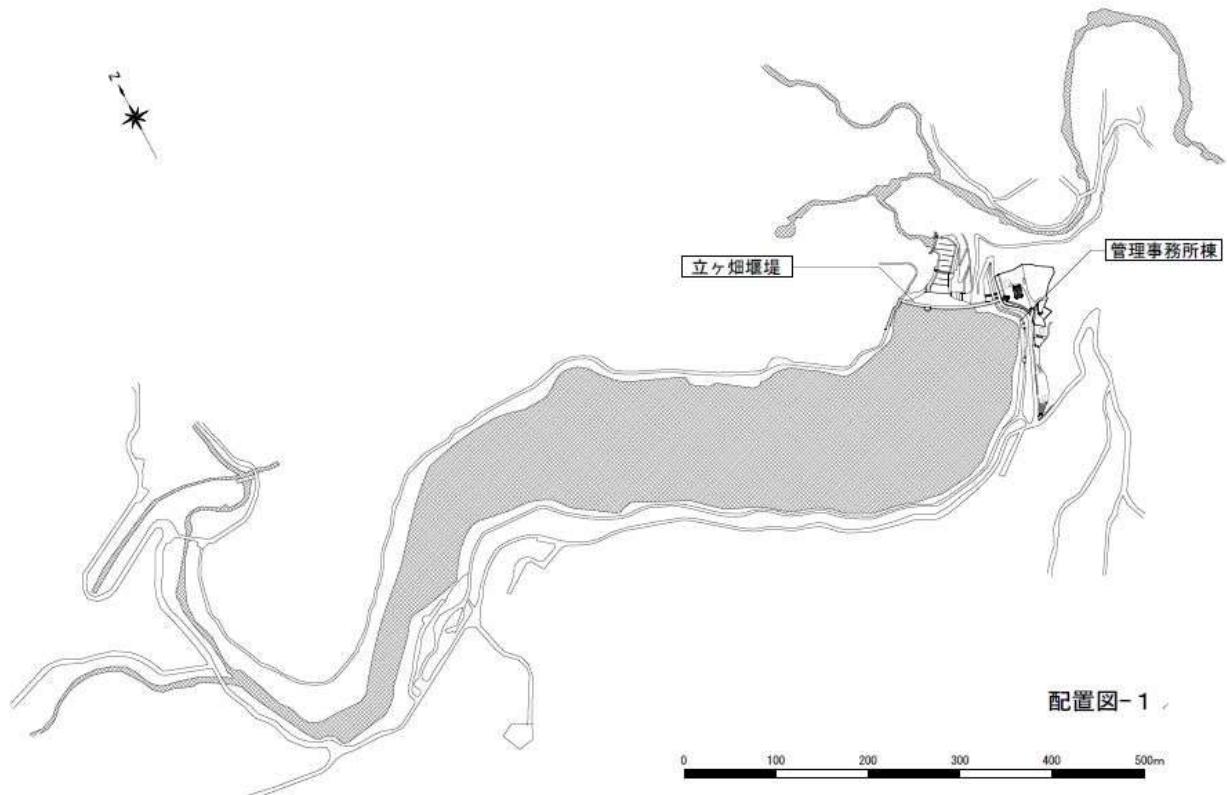
2.指定理由

神戸市都市景観審議会答申「歴史的建築物の保全活用方針について」(平成 30 年 1 月) で示された評価方法に基づき評価を行った結果、「景観資源としての価値が高く、神戸市指定景観資源の指定などにより、保全活用を図るべきもの」と認められる。

■位置図

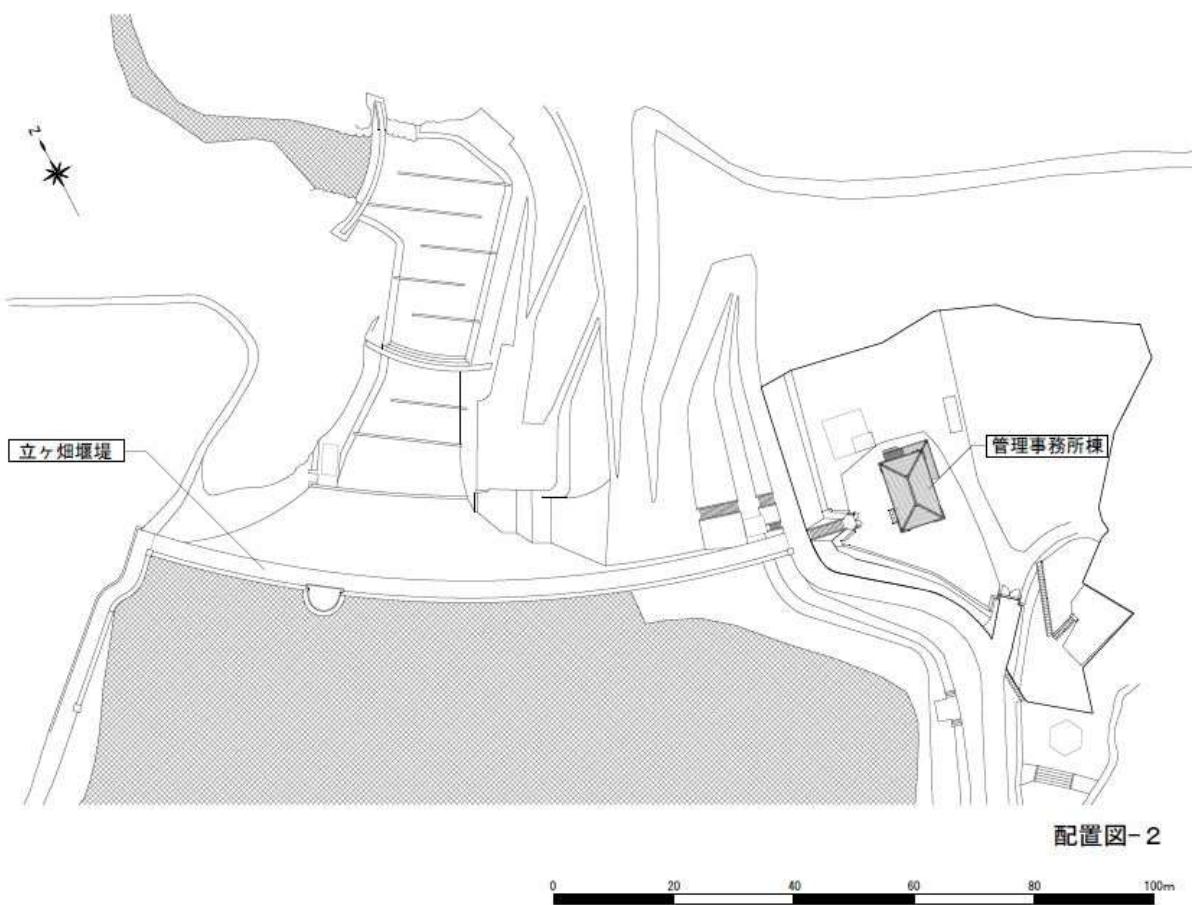


■堰堤 配置図 1



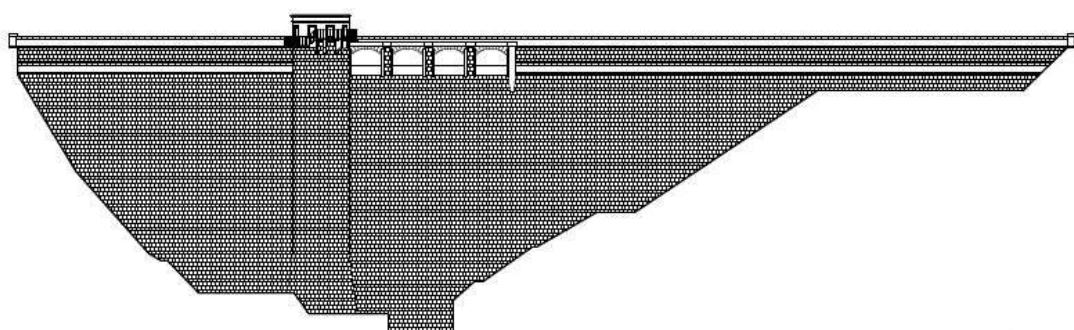
配置図-1

■堰堤 配置図 2

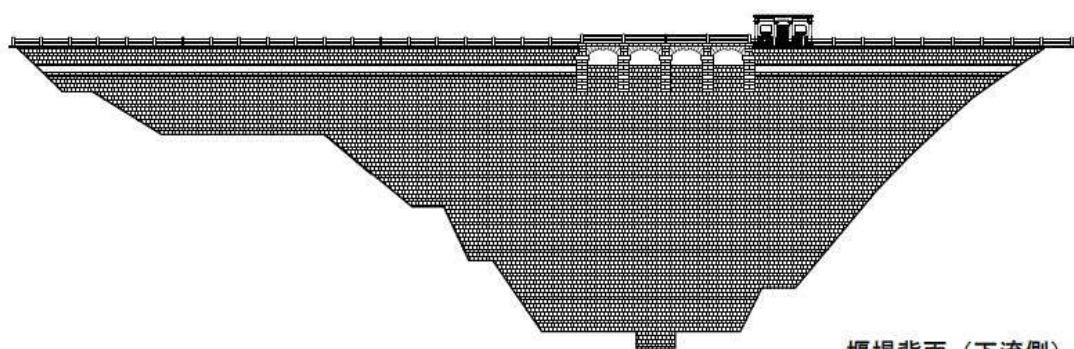


配置図-2

■堰堤 立面図

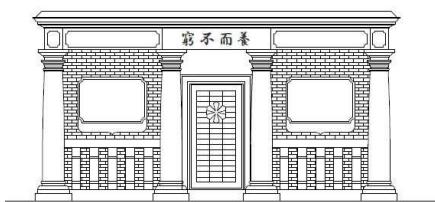


堰堤正面（上流側）立面図

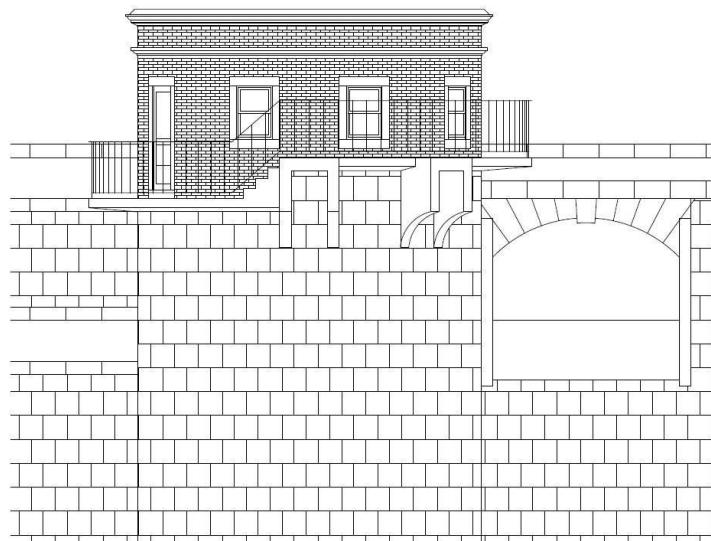


堰堤背面（下流側）立面図

0 10 20 30 40 50m



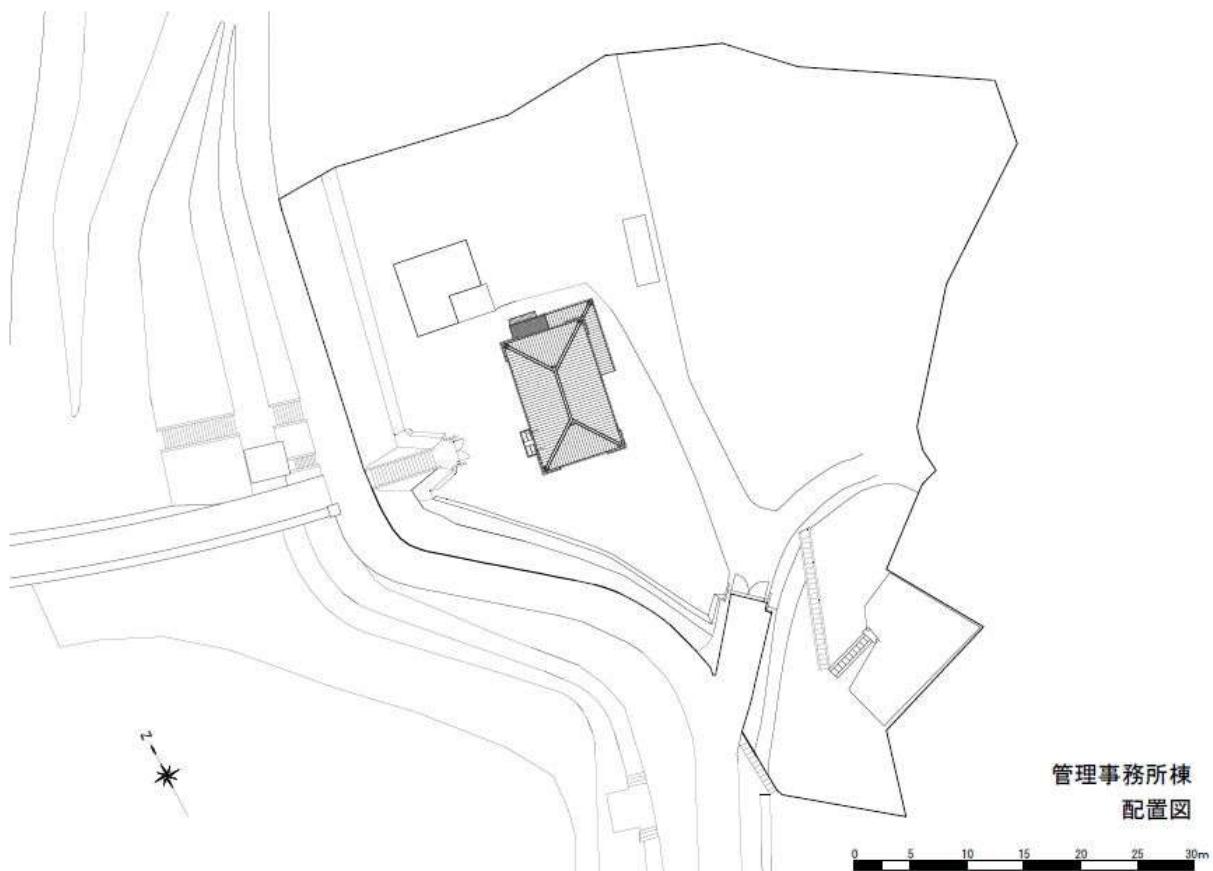
取水塔覆屋（下流側）立面図



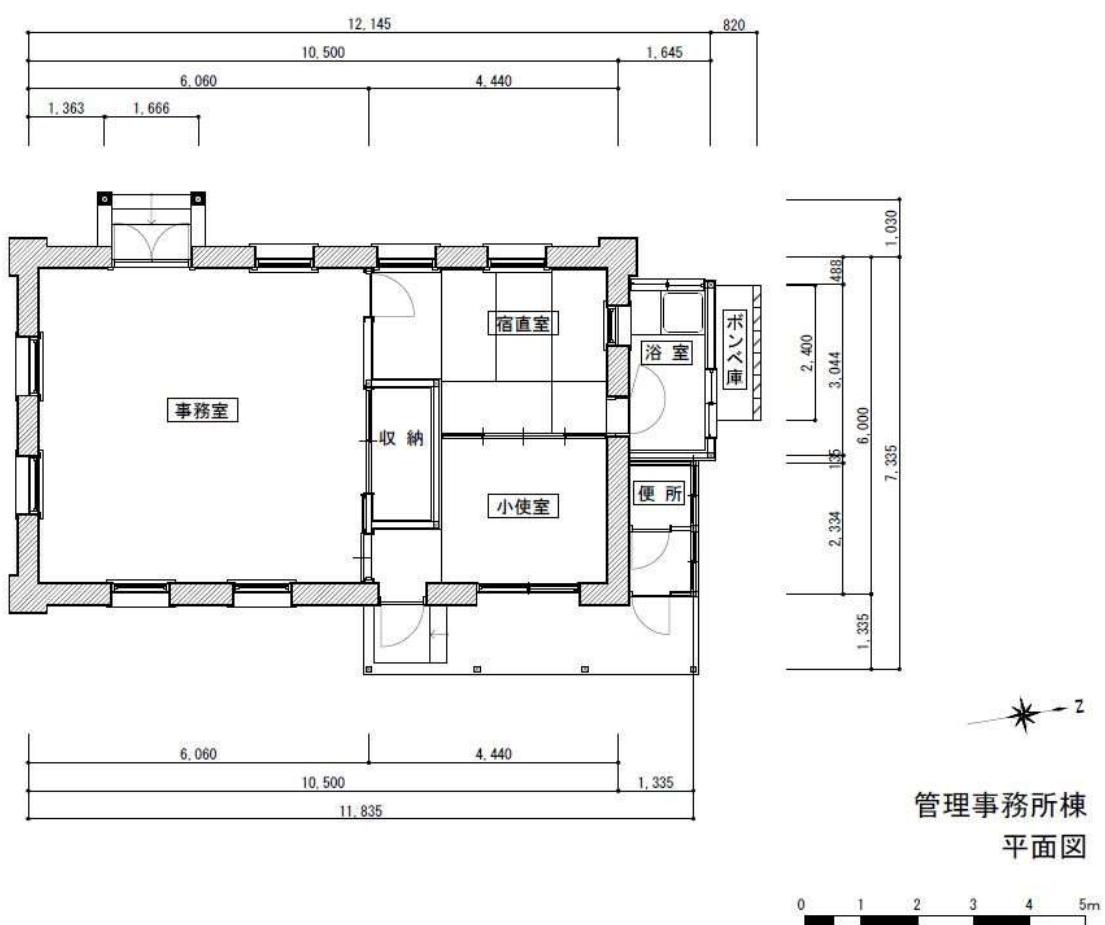
取水塔覆屋（上流側）立面図

0 1 2 3 4 5m

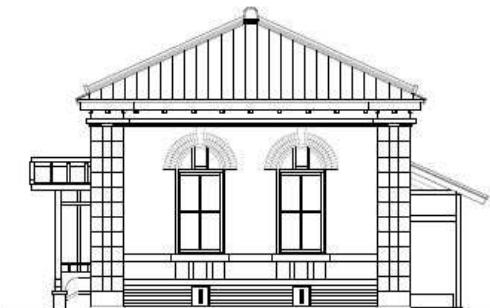
■管理事務所棟 配置図



■管理事務所棟 平面図



■管理事務所棟 立面図



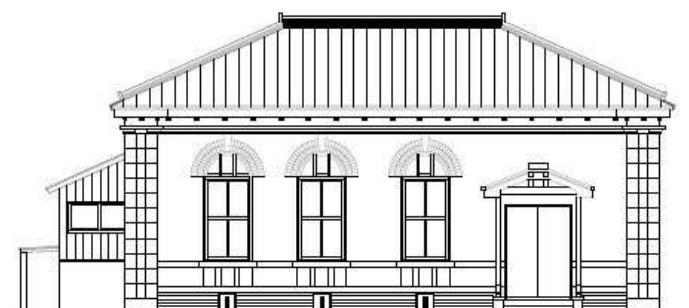
南立面図



東立面図



北立面図



西立面図

管理事務所棟
立面図

0 1 2 3 4 5m

3. 管理計画（案）

■保全管理方針

- ・鳥原貯水池は、市街地の喧騒から隔絶され、水と緑に満たされた湖畔は、ハイキング、レクリエーションなど憩いの場として多くの市民に親しまれ、自然を満喫しながら神戸の発展の歴史を学ぶことが出来る歴史的な景観資源となっており、堰堤を取水塔も含め保全する。
- ・大正期の堰堤の拡張工事と同時期に建築された管理事務所棟について、煉瓦造の躯体に当時の趣向である近代洋館建築の意匠を取り入れた歴史的景観資源として保全に努める。荒廃が進行する下屋根部分は、素材の選定も含めて、平面、立面とともに当初のイメージを損なわないよう配慮しながら改築、保全に努める。
- ・管理事務所棟の敷地周囲の樹木について、自然豊かな環境の維持に配慮しながら、護岸道路や「水と森の回遊路」からの視認性を確保するよう適切に剪定を行い、景観資源として保全に努める。

■部位別保全管理計画

立ヶ畠堰堤		
堰堤	堤 体	<ul style="list-style-type: none">・間知石布積の堤体を保全する。
	堤 頂	<ul style="list-style-type: none">・洗い出し舗装の保全に努める。
	余水吐扉門	<ul style="list-style-type: none">・鉄製の余水吐扉門の保全に努める。
	欄 干	<ul style="list-style-type: none">・花崗岩製の欄干を保全する。・擬石仕上の手摺支柱を保全する。・鉄製手摺の保全に努める。
	その他	<ul style="list-style-type: none">・「大正三年擴張」の篆額を保全する。
取水塔覆屋	屋 根	<ul style="list-style-type: none">・陸屋根形式の屋根の保全に努める。
	外 壁	<ul style="list-style-type: none">・古典様式の外観を保全する。・粗石モルタル積みの壁を保全する。
	開口部	<ul style="list-style-type: none">・建具の意匠の保全に努める。

管理事務所棟		
管理事務所	屋 根	<ul style="list-style-type: none">・寄棟形式・瓦葺屋根の保全に努める。・片流れ型式・下屋根の保全に努める。・金属板葺下屋根の保全に努める。
	外 壁	<ul style="list-style-type: none">・モルタル塗壁の保全に努める。・開口部上部のタイル張り、基礎タイル張りを保全する。
	建 具	<ul style="list-style-type: none">・木製建具の保全に努める。
外構	植 栽	<ul style="list-style-type: none">・防風林の役目を果たす管理事務所棟敷地周囲の樹木について、景観と視認性に配慮しながら維持、保全に努める。

■ 烏原貯水池の景観特性

(1) 集落景観の特徴

- ・山間の烏原谷に築かれた烏原貯水池は、兵庫区の密集市街地に隣接しながらも、堰堤への急坂を上った高台に位置する。
- ・市街地の喧騒を抜けつづら折りの急坂を上ると、広い水面越しに遠く堰堤を望み、石井川を辿つて細い山道を歩くと、全面石で覆われた堰堤の絶壁が目に飛び込んでくる。
- 都市の喧騒とは対照的に、広い水面と木々の深い緑以外に何もない澄んだ空気と静寂に包まれて佇んでいる。
- ・烏原貯水池は、自由に散策することが出来、堰堤から眼下に沈澄池を見下ろす景色は絶景で、その非日常的な魅力が人々の興味を惹き付ける。
- ・立ヶ畠堰堤の正面（上流側）は満々と湛えられた湖面に低く横たわる穏やかな表情を見せ、水面に青空とともにその堰堤の姿を静かに映しだす。一方で背面（下流側）はそそり立つ石積みの絶壁で見る人を圧倒する。オモテとウラで全く対照的なダム特有の景観をつくり出している。



(2) 敷地周辺の景観特性



(3) 烏原貯水池の景観特性



■鳥原貯水池の現況



上空から鳥原貯水池・市街地を見る
周囲を山に囲まれ市街地から隔絶された風景が広がる



堰堤を南側護岸道路から見る
水と緑に囲まれ、緩やかに弧を描く堰堤が美しい



取水塔覆屋と余水吐を貯水池側から見る
4連アーチの余水吐扉門は鉄製



堰堤背面（下流側）を見る
緩やかに曲線を描く間知石積みの堤壁は見る人を圧倒する



取水塔覆屋を北から見る
覆屋は19世紀中頃に流行した新古典主義様式を取り入れた意匠



入口上部には「井戸は人びとを養っても枯れることはない」の意を示す「養而不窮」の篆書がある



堰堤頂部の通路は洗い出し舗装になっている
上流側は胸壁が立ち上がる一方で下流側は手摺とな
っている



堰堤南端部の花崗岩製の胸壁端部
「大正三年擴張」の文字が刻まれている



管理事務所棟を南東から見る
管理事務所棟は日常の維持管理を行う拠点とな
っていた



外観は近代洋館建築の意匠が取り入れられている。
西面は3連のアーチ窓の上部に縁取りがあり、意匠
性が強調されている

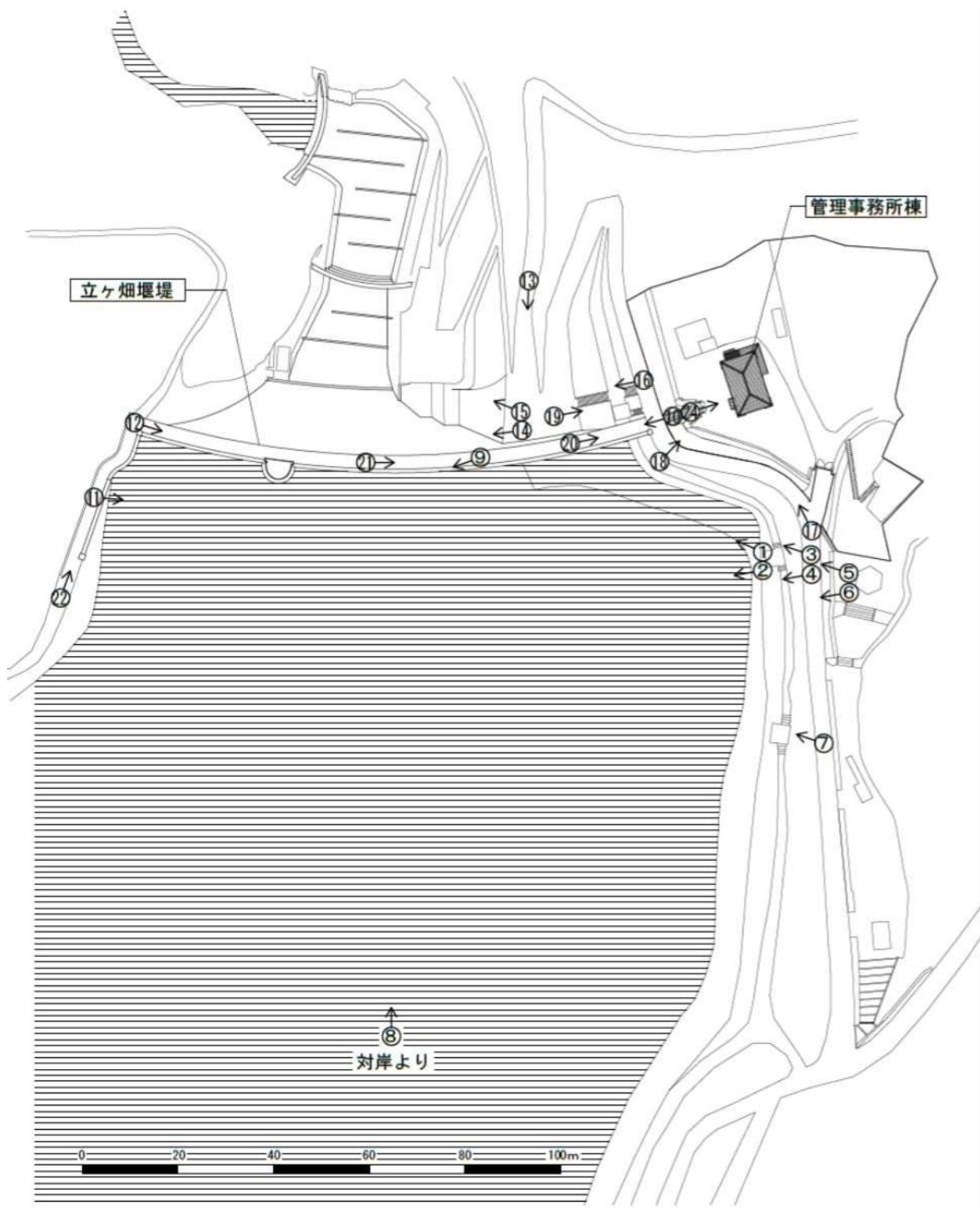


管理事務所棟を北東から見る
下屋根は東側と北側に回るが劣化腐朽が著しい



管理事務所を護岸道路から見上げる。防風林が貯水
池からの強風を遮断する役目を果たしつつも、來訪
者から視覚的に隠す。

■指定景観資源に相応しい視点場





①南岸「水と森の回遊路」の見晴らし台から堰堤を見る。湖面に近く堰堤を見ることが出来る。



②南岸「水と森の回遊路」の見晴らし台から湖面に近く堰堤や貯水池を奥まで見通すことが出来る。



③南岸護岸道路から堰堤を見る。堰堤と同じアイレベルで堰堤を見ることが出来る。



④南岸護岸道路からは堰堤と同じアイレベルで堰堤や貯水池を奥まで見通すことが出来る



⑤南岸「亀の甲広場」より堰堤を見る。堰堤を見下ろすように見ることが出来る。



⑥南岸「亀の甲広場」より堰堤および貯水池を見通す。堰堤や貯水池を見下ろすことが出来る。



⑦南岸護岸道路のモミジの合間から見る。夏季は木陰から、秋は紅葉の合間から見ることが出来る。



⑧南岸「水と森の回遊路」から堰堤を見る。湖面越しに堰堤を正面に見ることが出来る。



⑨堰堤上から取水塔覆屋を見る。落下防止策が途切れ、貯水池・水面が最も近くに感じる場所。



⑩堰堤東端の管理事務所棟への階段から堰堤を見る。堰堤の弧を描く様子がよく分かる。



⑪北岸「水と森の回遊路」から堰堤や取水塔覆屋、樹木で覆われた管理事務所棟の敷地を見ることが出来る。



⑫堰堤西端から見る。取水塔覆屋越しに南岸護岸道路のモミジなどの並木を見ることが出来る。



⑬石井川沿いから貯水池への山の細道から堰堤を見る。そり立つ堰堤の絶壁が徐々に見えてくる。



⑭堰堤東側の空地から堰堤を見渡す。下流側は弧を描く石の絶壁がよく見え、堰堤の規模を体感できる。堰堤の絶壁に直に触れることも出来る。



⑮堰堤東側の空地から堰堤直下の沈澄池を見下ろす。堰堤の高さを実感出来る。



⑯石井川沿いから貯水池への細道を上りきって堰堤を見る。弧を描く堰堤の長さがよく分かる。



⑯南岸護岸道路から管理事務所棟周囲の樹木を見る。樹木が大きく茂っていて管理事務所棟を隠している。



⑰護岸道路から管理事務所棟敷地を見上げる。防風林が視覚を遮っている。



⑯堰堤東側の空地から管理事務所棟を見上げる。かつてはこの空地に混薬室が建っていた。



⑰堰堤から管理事務所棟を見上げる。堰堤の延長線上に管理事務所棟が建ち、機能的な動線が反映されている。



⑱堰堤から管理事務所棟の敷地を見る。水と森の回遊路の北岸は樹木が茂り樹陰の中を歩く。一方で堰堤上は何も無く、南岸は公園が整備され明るい雰囲気が形成されている。



⑲北岸「水と森の回遊路」から堰堤西端部を見る。樹木が生い茂り薄暗く堰堤も隠れている。樹間を抜けると堰堤や取水塔覆屋が見え期待感が高まる。



⑳管理事務所棟前広場から出入口門を見る。管理事務所からも貯水池が見えづらい。



㉑堰堤につながる管理事務所棟の門は通行不可。行き来が可能になれば管理事務所棟が認知される。

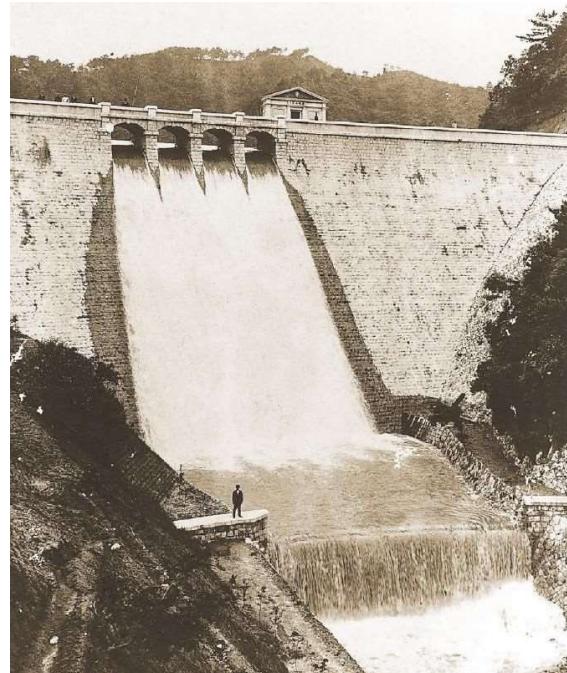
4.その他参考

■立ヶ畠堰堤の特徴

- ・重力式ダムの堰堤は直線型とするのが一般的であるなか、弧を描くアーチ型に変更されたが、事例が少ないのでその姿は優雅で美しい。
- ・先に完成した布引五本松堰堤の漏水を教訓に、堤体構造もインド視察の成果を反映させて粗石モルタル造で築造されている。千苅貯水池堰堤も同様である。
- ・堰堤の築造は機械や爆薬をほとんど使用せず、ほぼ人力により築造されている。基礎の掘削、モルタル敷き、粗石、栗石の充填、スルキ・モルタルの充填などの施工が極めて丁寧に行われたことが記録されている。
- ・取水塔覆屋のエンタシスのある柱やエンタブラチュアが載る古典様式の意匠は、19世紀中頃にイギリスで流行していた新古典主義の影響を受けたものと思われる。
- ・取水塔覆屋の出入口上部には第13代兵庫県知事・服部一三の揮毫による「井戸は人びとを養っても枯れることはない」の意を示す「養而不窮」の篆額がある。

■立ヶ畠堰堤の来歴

- ・神戸は慶應3年（1867）12月の開港以来、飲料水を井戸水に頼っていたことにより明治10年以来ほぼ毎年のようにコレラ等の伝染病に悩まされ、本国と同様の近代水道施設を望む外国人や市民の公衆衛生思想の芽生えにより、近代的な水道布設の機運が醸成されたことを受け、鳥原貯水池・立ヶ畠堰堤が築造されることになる。
- ・鳥原貯水池は鳥原川を合流した石井川を堰き止め、神戸市民への給水を目的に築造された人造湖であるが、その築造に際して水没した鳥原村の歴史は古く、廢村当時の村内人口400余人、戸数凡そ100の規模があり、良質の線香を産し、大阪、京都はもとより東京へ出荷するほど盛んであった。その村の記憶を留めようと堰堤南側の護岸堤防には90mに渡って線香の製造に使用された石臼160個が並ぶ。上流にある放水路門壁にも石臼が埋め込まれている。
- ・現在の立ヶ畠堰堤は大正期の第1期拡張工事により増強された姿であり、明治38年に完成した堰堤は現在よりも高さが2.72m(9尺)低い。堰堤のかさ上げ工事は大正2年8月17日に着手され、同年夏の旱魃を乗り越えながら、大正4年3月31日に完了した。かさ上げされた堰堤は高さ33.33m(110尺)に達し、水深3mを加えて水量は約35万m³増加している。
- ・創設当初の取水塔覆屋には屋根妻面の三角形のペディメントが象徴的な古典的様式建築の外観を呈するが、現在の堰堤は拡張に伴い、堰堤上部は一時的に解体・再構築されており、その際に取水塔覆屋の屋根はフラットな陸屋根に変更されている。



創設工事後（拡張工事前）の立ヶ畠堰堤

■管理事務所棟の特徴

- ・鳥原貯水池東岸、立ヶ畠堰堤の南端延長上の高台に建つ管理事務所棟は、貯水池より一段高い場所に立地しているが、その敷地は周囲を樹木に囲まれて視界が遮られ、堰堤護岸道路の貯水池の回遊路から建物を確認することはほとんど出来ない。
- ・本体部分は煉瓦造平家建。
- ・煉瓦造壁は1枚半積みで壁厚は330～340mm。寄棟形式で瓦葺屋根が架かる。小屋組みは和小屋。
- ・軒高は地盤面より15.2尺。西側正面の玄関部分は金属板瓦棒葺の屋根が架かる。
- ・本体に付属するように木造平家建・瓦葺屋根の下屋があり、北面はトイレ、東面は吹きさらしの廊下がL字形に配置されている。後年、宿直室から出入りする浴室が増築され現在に至っている。
- ・軒の高い寄棟屋根、割り形のある軒裏の持ち送り、縦長窓が穿たれた外壁、窓廻りの細部にわたって近代洋館建築の意匠が採用されており、簡素でありながらも時代の趣向が感じられる造りとなっている。
- ・目地のある擬石仕上の柱形、イギリス積を模したタイル張りの煉瓦基礎、モルタル塗りの外壁には土台・腰部に帯状の見切が廻る。外壁に穿たれた縦長の開口部は木製上げ下げガラス窓が入り、その頂部はタイルで縁取りされた嵌め殺しの半円アーチ窓で花崗岩のキーストーンがあしらわれている。欧州で流行した組積造を模した新古典様式の影響が感じられる外観となっている。

■管理事務所棟の来歴

- ・神戸市水道施設の第1回拡張工事期（明治44年～大正10年）に立ヶ畠堰堤のかさ上げ工事とともに行われ、大正5年3月29日着工、大正5年8月7日竣工した管理事務所。
- ・竣工後、後年（時期不詳）に宿直室に隣接するように浴室が増築されている。
- ・過去には管理事務所等を含め6棟建っていた時期もあったが、現在は管理事務所棟とテレメータ室の2棟のみが建ち、他の棟は解体され空地が広がりイベント等に利用されている。
- ・1986年以来、貯水池管理の無人化により管理事務所も無人状態であったが、現在は民間事業者に売却され、鳥原貯水池周辺を対象に、ユニバーサルツーリズムなどの拠点施設として活用されることが予定されている。

用語解説

重力式堰堤 (重力式ダム)	コンクリートダムとしては最も一般的な形式で、貯水池からの水圧をダムの重量で支える形式のダム。ダムの重量を支えるのに十分な基礎岩盤上に建設することが原則。
間知石積 (けんちいしづみ)	石垣や土留めなどに用いられる石積みの工法の一つ。「間知石」と呼ばれる、頂部を欠いた四角錐体の形の石材を積み重ねるもの。
新古典様式	18世紀後半から19世紀にかけてヨーロッパを中心に広まった建築様式。代表的な建物に、フランスのパンテオンやエトワール凱旋門、アメリカ合衆国の議会議事堂やホワイトハウスなどがある。

(参考 1) 神戸市指定景観資源の指定制度について

神戸市指定景観資源の指定制度は、歴史的又は建築的に価値が高く、周辺地域の雰囲気を特徴づけているもので、市民に愛され親しまれている景観上重要な建築物等（周辺の樹木・樹林・庭園・池水なども含む）を対象とする。

それらの建築物等を所有者の同意のもとに、都市景観条例に基づいて神戸市指定景観資源に指定し、その保全・活用を進めることで、歴史的建造物等のもつ魅力や共感を地域活性化のかなめとしてまちづくりに生かすことを目的とする。

指定した建築物等については、管理計画を定めて現状変更の際に届出をしていただく一方で、その修理等について技術的助言や費用の一部助成を行う。

現在、35 棟（近代建築物 24 棟、茅葺民家 10 棟、近世和風建築物 1 棟）の建築物を指定している。

【参考】神戸市都市景観条例（抜粋）

（景観資源の指定）

第 31 条 市長は、都市景観の形成を図る上において重要な価値があると認める建築物等又は樹木その他市長が必要と認めるものを、神戸市指定景観資源（以下「指定景観資源」という。）として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くとともに、規則で定めるところにより、当該景観資源の所有者の同意を得なければならない。
- 3 第 1 項の規定は、景観重要建造物及び景観重要樹木については、適用しない。
- 4 市長は、第 1 項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するとともに、規則で定めるところにより、当該指定景観資源の所有者に通知しなければならない。

（指定景観資源の管理等）

第 32 条 指定景観資源の所有者及び管理者は、市長の定める管理計画に基づき当該指定景観資源を管理するものとする。

- 2 前条第 2 項の規定は、市長が前項の管理計画を定めようとするとき及び変更しようとするときについて準用する。
- 3 指定景観資源の現状を変更しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、第 39 条第 1 項の規定の適用を受けるときは、この限りでない。
- 4 前項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。

（1）通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

（2）非常災害のため必要な応急措置として行う行為

- 5 第 3 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（指定景観資源に係る助言及び指導）

第 33 条 市長は、前条第 3 項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為により指定景観資源の都市景観の形成上の価値が損なわれるおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

（指定景観資源に係る報告）

第 34 条 市長は、第 32 条第 3 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、同項の規定による届出を必要とする行為をした者に対し、当該届出を必要とする行為の内容について報告を求めることができる。

（所有者の変更の届出）

第 35 条 指定景観資源の所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、遅滞なく、規則で定め

るところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(指定景観資源の指定の解除)

第 36 条 市長は、指定景観資源が次の各号のいずれかに該当するときは、第 31 条第 1 項の規定による指定を解除するものとする。

- (1) 滅失、枯死等により都市景観の形成上の価値を失ったとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害する用途に使用されたとき。
- (3) 景観重要建造物又は景観重要樹木に指定されたとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定による解除をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を当該指定景観資源の所有者に通知しなければならない。

(景観重要建造物等に係る助成等)

第 45 条 市長は、景観重要建造物、景観重要樹木及び指定景観資源の維持、管理、修理等を行う者に対し、技術的助言を行い、又はそれらに要する経費の一部を助成することができる。

第 55 条 第 32 条第 3 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5 万円以下の過料に処する。

神戸市指定景観資源の指定一覧



神戸文学館
(H12.3.29 指定)



神戸市文書館
(H12.3.29 指定)



神戸北野美術館
(H12.3.29 指定)



神戸市立博物館
(H12.3.29 指定)



旧居留地 38 番館
(H12.3.29 指定)



海岸ビル
(H12.3.29 指定)



海岸ビルヂング
(H12.3.29 指定)



兵庫県公館
(H12.3.29 指定)



旧三菱銀行神戸支店
(R2.2.25/H12.3.29 指定)



神戸市水の科学博物館
(H12.3.29 指定)



石川ビル
(H12.3.29 指定)



神戸ハーバーランド煉瓦倉庫
(H19.11.30 指定)



旧神戸生糸検査所
(H23.3.11 指定)



T家住宅
(H23.10.28 指定)



ロイ・スミス館
(H24.12.3 指定)



新港貿易会館
(H26.3.18 指定)



(参考2) 都市景観審議会答申「歴史的建築物の保全活用の方針について」(抜粋)

2 歴史的建築物の保全活用の基本的な考え方

歴史的建築物は地域固有の貴重な財産であり、その保全活用にあたっては、所有者だけでなく、市民や民間団体等がその担い手として主体的に行う取組が重要である。また、その広範な展開のためには、行政が計画的、継続的に行う施策の充実も不可欠である。

これまでは、主に文化財保護と景観的な観点から、それぞれの施策に取組んできたが、今後は、まちづくりや地域活性化などに生かすため、様々な分野を含む総合施策として戦略的に取組むことが重要である。

(1) 景観施策としての考え方

景観的な観点からの歴史的建築物の保全活用については、条例にもとづく景観形成重要建築物等の指定に加え、より身近な歴史的建築物の保全活用を幅広く推進するための緩やかな制度を設ける必要がある。

一方で、景観上特に重要な建築物については、より担保性のある景観法に基づく景観重要建造物制度の適用も検討する必要がある。

所有者等の取組を推進していくためには、これらの段階的な制度に対応した支援制度の拡充も不可欠である。

また、良好な景観は、周辺の環境と一緒に形成されるものであることから、必要に応じて、建築物単体だけでなく、その周辺環境も含め、面的、線的、点的な位置づけを行うことが望ましい。

(2) 総合施策としての考え方

歴史的建築物に関しては、古くから、文化財保護法にもとづき、有形文化財指定による許可制等の強い規制と手厚い保護が行われてきた。これに加え、届出制と指導・助言等を基本とする緩やかな保護措置で指定制度を補完する登録文化財制度や、日々の生活に根ざした身近な景観である文化的景観を保護する制度が設けられた。

また、地域固有の歴史的風致の維持向上を図るための法律が整備され、さらには、文化財やその取り巻く環境を一体的に捉えた取組と地域振興について、文化財保護法改正も視野に入れた検討が進められるなど、歴史や文化を魅力ある地域づくりに生かすため、文化財、景観、地域振興、教育など、様々な分野における計画的な取組の推進が求められている。

神戸市においても、今後、より身近な歴史的建築物の保全活用や、滅失などの危機的な状況等に対応し、歴史的建築物の保全活用を総合的に進めていくためには、文化財と景観部局のほか、産業振興、文化、観光、住宅政策、建築行政、教育、税制など、様々な分野の関連部局と連携した施策の展開と推進体制の充実が望まれる。

3 歴史的建築物の景観的評価の考え方

(1) 共通事項

歴史的建築物の景観上の重要度に応じて様々な施策を効果的に実施していくためには、歴史的建築物の景観的評価を適切に行う必要がある。

景観的な評価は、単に視覚的な価値だけでなく、対象建築物の単体としての文化的・歴史的価値と地域文化的な価値との係わりの中で、周辺の環境も含めた評価を行うことが重要である。

本答申にあたっては、茅葺民家、近代建築物等それぞれについて、実際に評価作業を行いながら景観的評価の考え方をまとめた。

以下、その結果を示す。

(3) 近代建築物等

近代建築物等の評価項目は、① 遠景の評価、② 中景・近景の評価、③ 地域文化的評価、④ 建築史的評価 の4項目とする。

項目ごとに次のような指標を設定し、それぞれ4～5段階の評価を行う。

さらに、各項目の評価結果を勘案し、5段階で総合評価を行う。

① 遠景の評価

	評価A	評価B	評価C	評価D
1-1 ランドマーク性 建築物及びその敷地一団でランドマーク(目印)になっているかどうかの評価	広域的・都市的・地域的なランドマークとなっており、良好な地域景観を形成している	広域的・都市的・地域的なランドマークとなっている	評価A、Bには該当しないが、幹線道路などから見える	幹線道路などから容易に見えない
1-2 特色のある地域景観 景観上の重点地区で、特色ある地域景観を形成しているかどうかの評価	特色のある地域景観を形成し、かつ、代表的である	特色のある地域景観を形成している	同上	同上
1-3 都市軸景観 都市軸(主要幹線道路、河川、鉄道など)の景観を形成しているかどうかの評価	幹線道路などの都市軸景観を形成し、かつ、代表的である	幹線道路などの都市軸景観を形成している	同上	同上

② 中景・近景の評価

	評価A	評価B	評価C	評価D
2-1 街角景観 [まちかど型] 街角(交差点)などにあり、その全体像が前面道路などから良く見えるかどうかの評価	街角などにあり、全体像がよく見え、良好な街並み景観を形成している	街角などにあり、全体像がよく見え、街並み景観を形成している	評価A、Bには該当しないが、前面道路などから見える	前面道路などから奥まり容易に見えない
2-2 特色のある街並み景観 [みちすじ型] 周囲の景観形成要素を含め、特色のある街並み景観を形成しているかどうかの評価	特色ある街並み景観を形成し、かつ、代表的である	特色ある街並み景観を形成している	同上	同上

③ 地域文化的評価

	評価 A	評価 B	評価 C	評価 D
3-1 立地の特色、地域の歴史性 建築物が立地している地形の特色や地域の歴史性の評価	山際や海浜などの地形や歴史上の特色ある場所にある	地域のもつ歴史を反映している	限られた地区であるが、地域の資産として知られている	評価A、B、Cのいずれにも該当しない
3-2 文化的な著名度・物語性 建築物そのものの著名度や、物語性の評価	文学・映像作品や情報媒体などによく取り上げられ、市民に著名である、又は、建物にまつわる歴史や物語がよく知られている	文学・映像作品や情報媒体などで紹介されたり、建物に関する情報が公開されている		同上
3-3 親近性 市民に親しまれているかどうかの評価	公園や社寺等と一緒にになった文化的な景観を形成し、市民に親しまれている	長年にわたり利用されており、市民に親しまれている		同上

④ 建築史的評価

	評価 S	評価 A	評価 B	評価 C
4-1 文化財としての評価 文化財としての評価がされているものは、その評価	重要文化財として指定されている	文化財として登録されている、又は、伝統的建造物として認定されている		
4-2 既存の評価 既存の調査、報告等での評価		既存の関連報告書等で高い評価を受けている	既存の関連報告書等で一定の評価を受けている	既存の関連報告書等にリストアップされている
4-3 時代的特色 再現することが容易でない、時代の特色の評価		様式・デザイン・構法・技法・素材など時代的特色がよく表現されている	様式・デザイン・構法・技法・素材など時代的特色が表現されている	

4-4 建築作品としての評価 著名な建築家設計したものの評価		著名な建築家の設計である		
4-5 その他の意匠・技術的価値 建築物そのものの意匠(デザイン)、施工技術などの評価		建築当時およびそれ以後に建築的に極めて高く評価され、長年維持されている	建築当時およびそれ以後に建築的に高く評価され、長年維持されている	
4-6 築年数 築年数に応じた稀少性の評価	4-1~5 のいずれかが評価 B 以上で築年数が長い、又は、評価 C 以上で築年数が極めて長い	4-1~5 のいずれかが評価 B 以上で築年数が長い、又は、評価 C 以上で築年数が極めて長い	4-1~5 のいずれかが評価 C 以上で築年数がある程度長い	築年数がある程度長い
4-7 改変・保存状況	評価 S ~ C のいずれかに該当するが、改変されている、又は、保存状態が悪いものは、その度合いに応じて評価を下げる。 特に、改変が著しい、又は、保存状態が極めて悪いものについては、評価 D とする。			

⑤ 総合評価

①～④の各項目の評価結果を点数化し、その合計点と項目ごとの評価の両方を勘案し、次のとおり総合評価を行う。

評価 S	景観資源としての価値が極めて高く、積極的に神戸市指定景観資源（旧 景観形成重要建築物等）に指定し、保全活用を図るべきもの
評価 A	景観資源としての価値が高く、神戸市指定景観資源（旧 景観形成重要建築物等）の指定などにより、保全活用を図るべきもの
評価 B	景観形成に一定の寄与があり、保全活用することが望ましいもの
評価 C	状況等の変化によっては、再評価の対象とし、保全活用を検討すべきもの
評価 D	再評価の対象としなくてよいもの